

平成 24 年度  
男女共同参画年次報告書



平成 25 年 3 月  
福井県越前町



# 「平成 24 年度越前町の男女共同参画に関する年次報告」について

## 1. 越前町男女共同参画推進条例に基づく報告書

本書は、越前町男女共同参画推進条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）第 14 条に基づき、男女共同参画推進施策の実施状況等について明らかにするために作成した報告書です。

## 2. 本書の構成

### 第 1 部 越前町の男女共同参画の現状

#### I 基礎データ

本町の人口動態等について、グラフや表を用いて解説しています。

#### II 政策・方針決定過程への女性の参画

行政等への女性の参画状況について、グラフや表を用いて解説しています。

#### III 小・中学生の意識と生活（平成 24 年度気づき事業学校編受講者アンケート結果から）

### 第 2 部 越前町の男女共同参画施策の実施状況

基本計画「えちぜん男女共同参画プラン」の体系に基づき、事業の実績（主な取り組み、具体的施策、予算額等）について記載しています。

### 第 3 部 資料編

「越前町男女共同参画推進条例」、「越前町区長会連合会決議文」、「越前町男女共同参画都市宣言」等を掲載しています。

---

---

# 目 次

---

---

「越前町男女共同参画基本計画—えちぜん男女共同参画プラン—」の体系	0
-----------------------------------	---

## 第1部 越前町の男女共同参画の現状

### I 基礎データ

(1) 越前町の人口	3
(2) 世帯の家族類型	4
(3) 進む高齢化	4
(4) 出生の動向	5
(5) 結婚・離婚	5
(6) M字型を示す女性の労働力	6
(7) 女性の雇用者数と割合	6

### II 政策・方針決定過程への女性の参画

(1) 越前町議会への女性の参画	7
(2) 行政への女性の参画	7
(3) 商工・観光分野における女性の参画状況	7
(4) 区役員への女性の参画状況	8

### III 小・中学生の意識と生活（平成24年度気づき事業学校編アンケート結果から）

#### 【小学生編】

(1) 男女の性差についての意識（小学生）	10
(2) 家庭でのコミュニケーションの状況（小学生）	11
(3) 将来の職業（小学生）	11

#### 【中学生編】

(4) 男女の性差についての意識（中学生）	12
(5) 家庭生活における男女の意識の差	13
(6) 家庭でのコミュニケーションの状況（中学生）	13
(7) 将来の職業（中学生）	14
(8) 男女共同参画に関する言葉の認知度	14

---

---

## 第2部 越前町の男女共同参画施策の実施状況

### I 平成24年度の主な取り組み

(1) 男女共同参画のつどい事業	17
(2) えちぜん男女共同参画まちづくり推進委員会	17
(3) 男女共同参画気づき事業	18
(4) 男女共同参画審議会	19
(5) 男女共同参画エンパワーメント事業	20
(6) 男女共同参画PR事業	20
(7) 越前町役場内における男女共同参画の推進	21

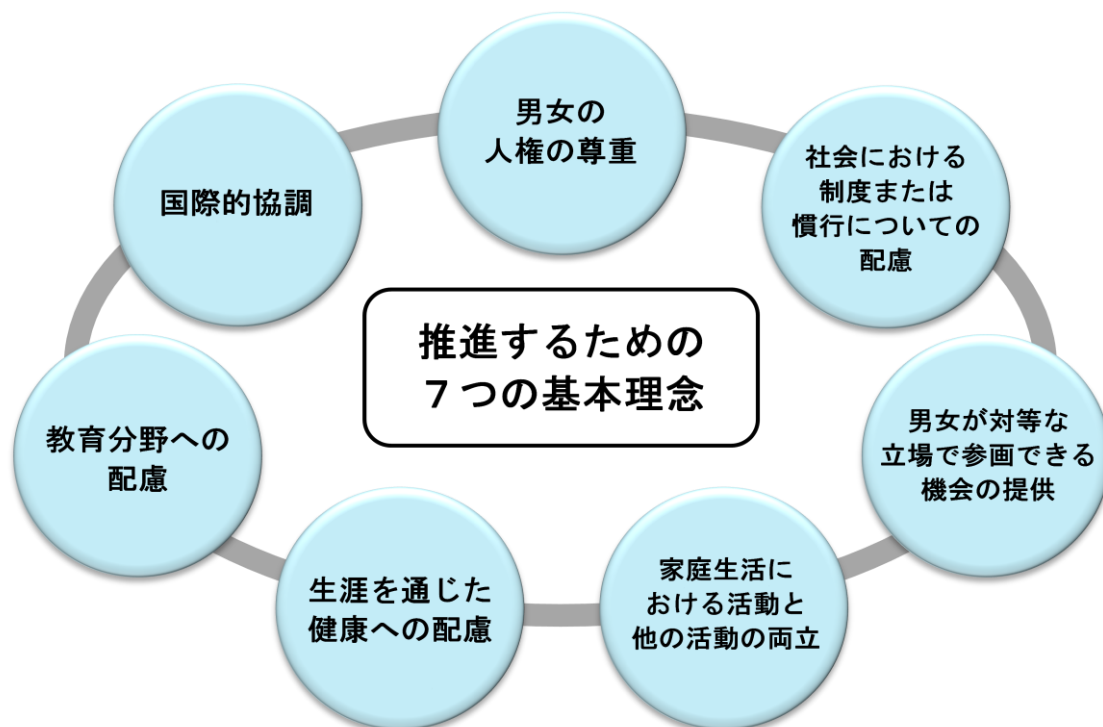
### II 主な施策の内容と推進状況

基本目標Ⅰ ともに築く家庭・地域	
重点目標1 男女がともに担う家庭・地域づくり	22
重点目標2 家庭・地域での習慣の見直しと意識の改革	22
重点目標3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	23
基本目標Ⅱ ともに活躍できる職場	
重点目標1 働く場における男女平等の実現	24
重点目標2 農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現	24
重点目標3 男女の仕事と家庭生活の両立支援	25
基本目標Ⅲ ともに安心して暮らせる社会	
重点目標1 ともに思いやる健康づくり	26
重点目標2 福祉環境の充実	27
重点目標3 あらゆる暴力の根絶	28
基本目標Ⅳ ともに育てる教育・文化	
重点目標1 人権尊重の意識づくり	29
重点目標2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	29
重点目標3 国際理解と協力の推進	30
計画の推進	30

## 第3部 資料編

越前町男女共同参画推進条例	33
越前町区長会連合会決議文	35
平成24年度越前町男女共同参画審議会委員名簿(第2期)	36
平成24年度えちぜん男女共同参画まちづくり推進員名簿(第4期)	36
越前町男女共同参画都市宣言	

＜ 人が輝く 住民主体のまちづくり ＞



【 基本理念をよく理解し、自ら取り組みましょう。 】

基本目標	重点目標
Iともに築く家庭・地域	1.男女がともに担う家庭・地域づくり 2.家庭・地域での習慣の見直しと意識の改革 3.政策・方針決定の場への女性の参画拡大
IIともに活躍できる職場	1.働く場における男女平等の実現 2.農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現 3.男女の仕事と家庭生活の両立支援
IIIともに安心して暮らせる社会	1.ともに思いやる健康づくり 2.福祉環境の充実 3.あらゆる暴力の根絶
IVともに育てる教育・文化	1.人権尊重の意識づくり 2.多様な選択を可能にする教育・学習の充実 3.国際理解と協力の推進
計画の推進	
1. 町における推進体制の充実・強化 2. あらゆる施策への男女共同参画の視点の反映 3. 男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報提供 4. 関係機関・企業・各種団体・町民との協力・連携の強化	

---

## 第 1 部 越前町の男女共同参画の現状

---





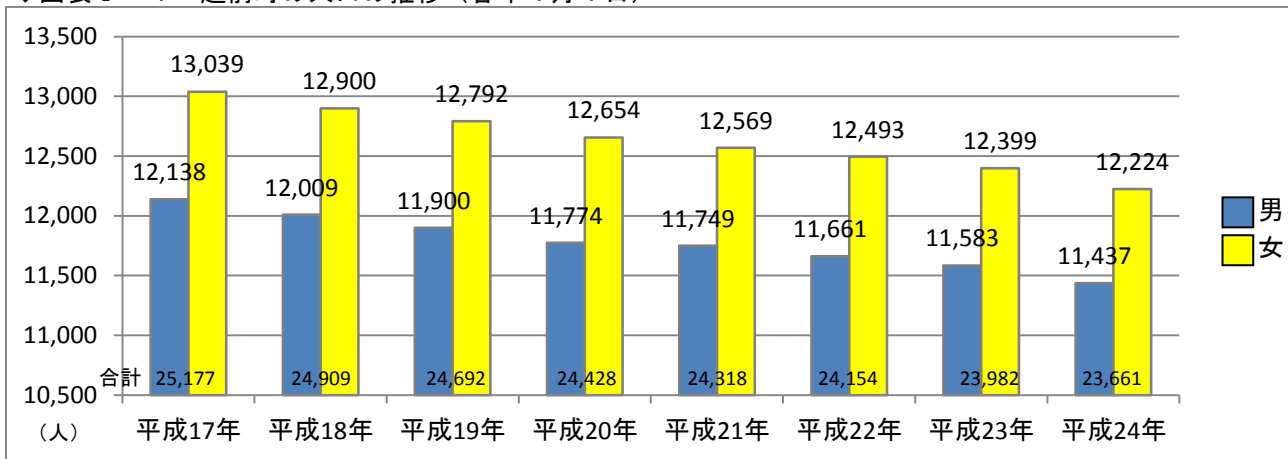
# I 基礎データ

## (1) 越前町の人口

### ①人口

越前町は、平成17年2月1日に4町村が合併し、その人口は、減少傾向にあります。

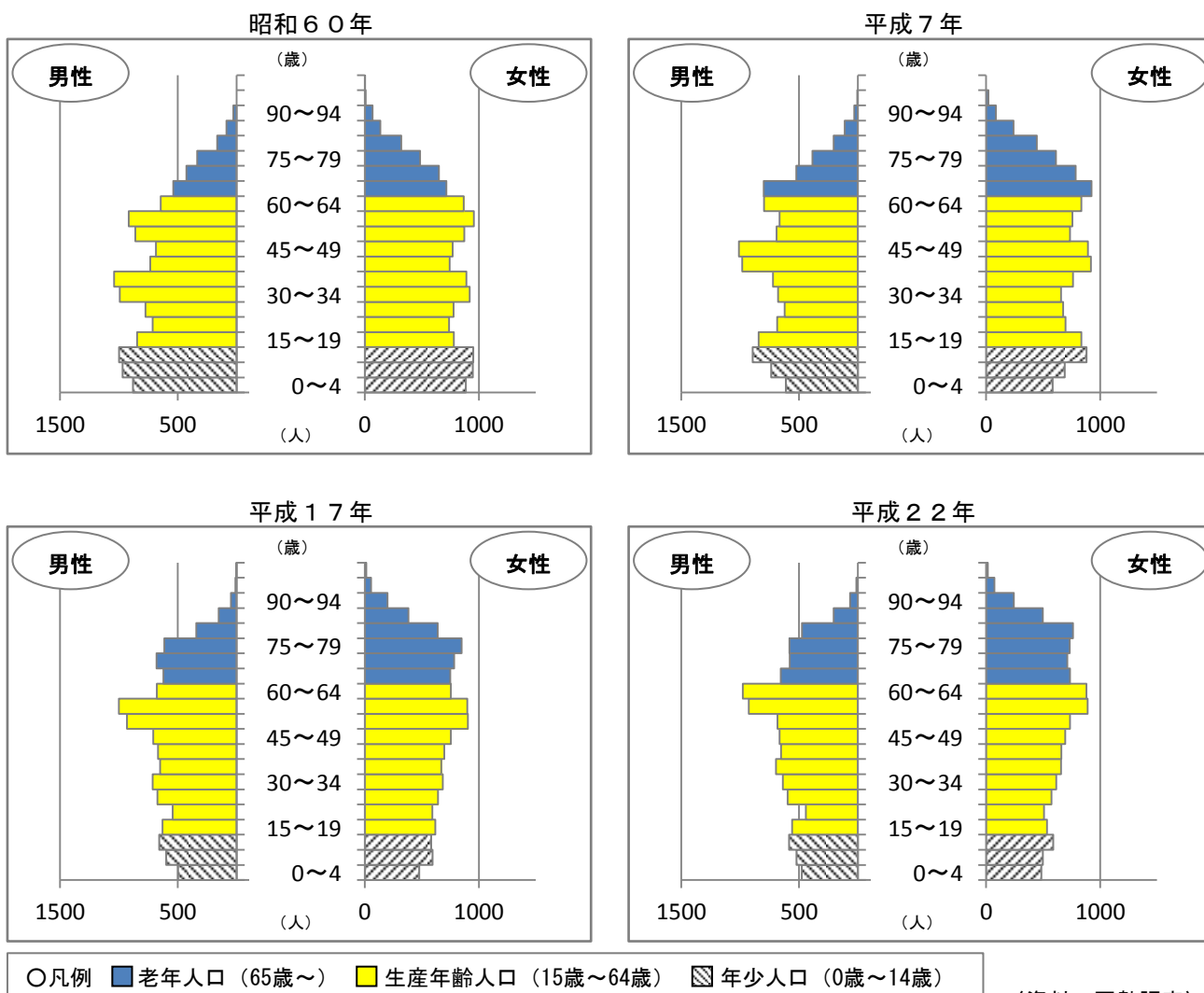
◆図表 I-1 越前町の人口の推移（各年4月1日）



### ②人口構成ピラミッド

昭和60年に比べ、生産年齢人口と年少人口の減少が顕著になっています。

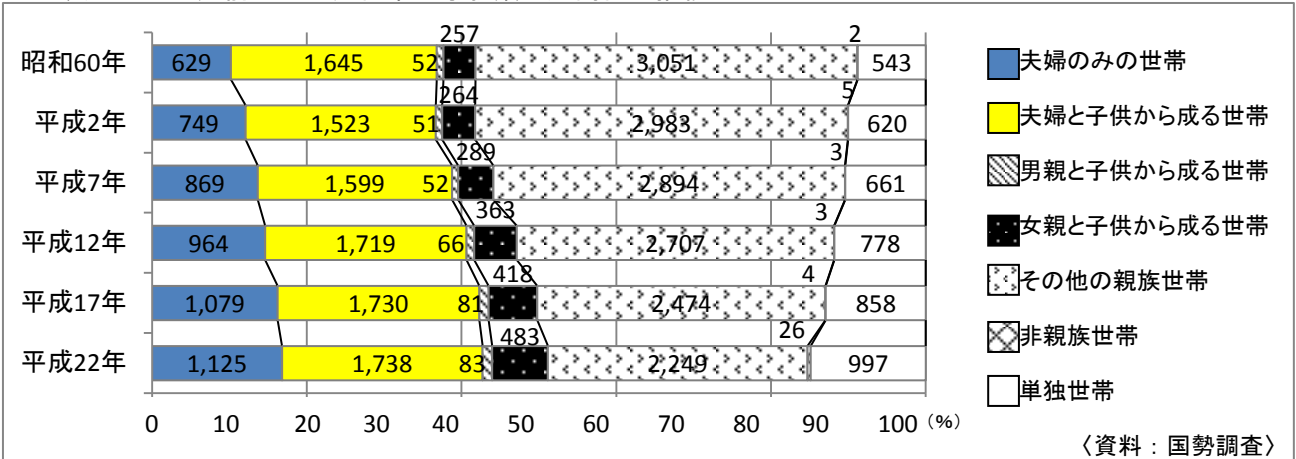
◆図表 I-2 越前町の年齢別（5歳階段）男女別人口構成



(2) 世帯の家族類型

「夫婦のみの世帯」、「単独世代」が年々増加し、「その他の親族世帯(3世帯など)」が減少しています。

◆図表 I - 3 越前町の一般世帯の家族類型別割合の推移

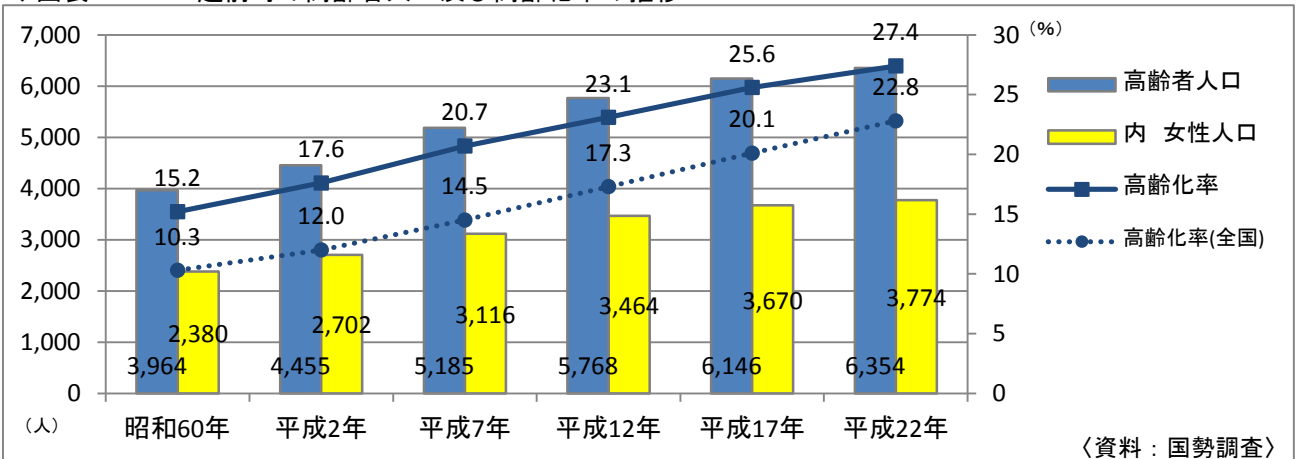


(3) 進む高齢化

① 高齢者人口及び高齢化率の推移

65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成22年には、人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は27.4%となり、全国平均と比べ高くなっています。また、平成22年の高齢者人口の約6割が女性となっています。

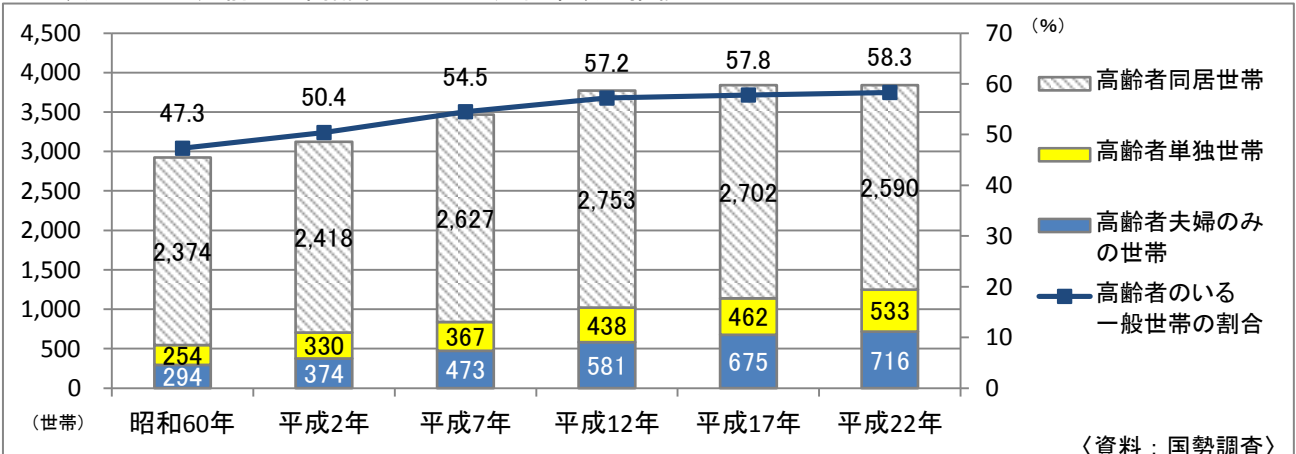
◆図表 I - 4 越前町の高齢者人口及び高齢化率の推移



② 高齢者のいる一般世帯数の推移

「高齢者単独世帯」及び「高齢者夫婦のみの世帯」の増加が顕著になっています。

◆図表 I - 5 越前町の高齢者のいる一般世帯数の推移

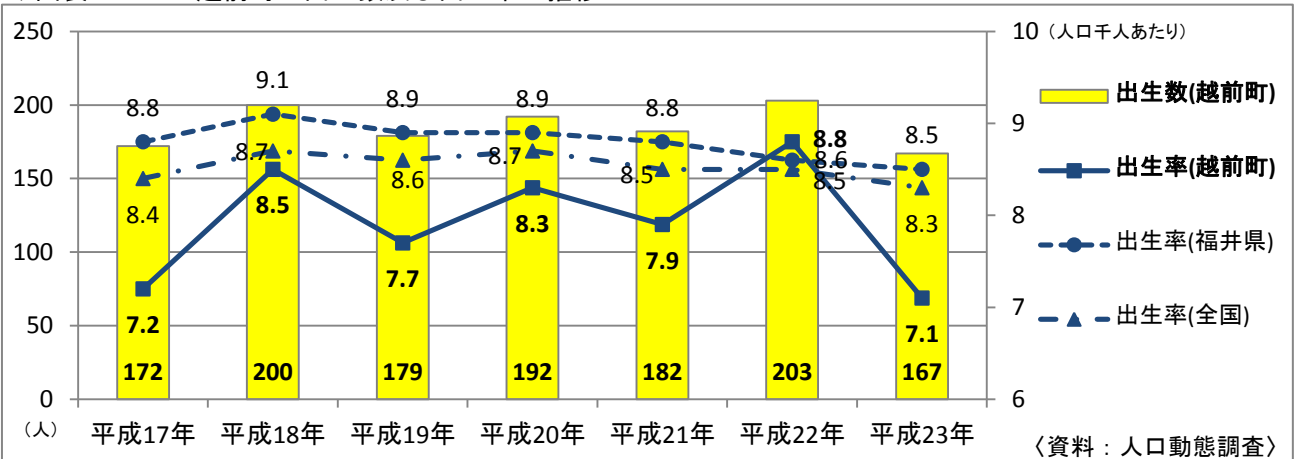


(4) 出生の動向

①出生率の推移

越前町の出生率(人口1,000人あたりの出生数)は、平成23年が7.1%で、平成17年の合併以来最も低くなっています。

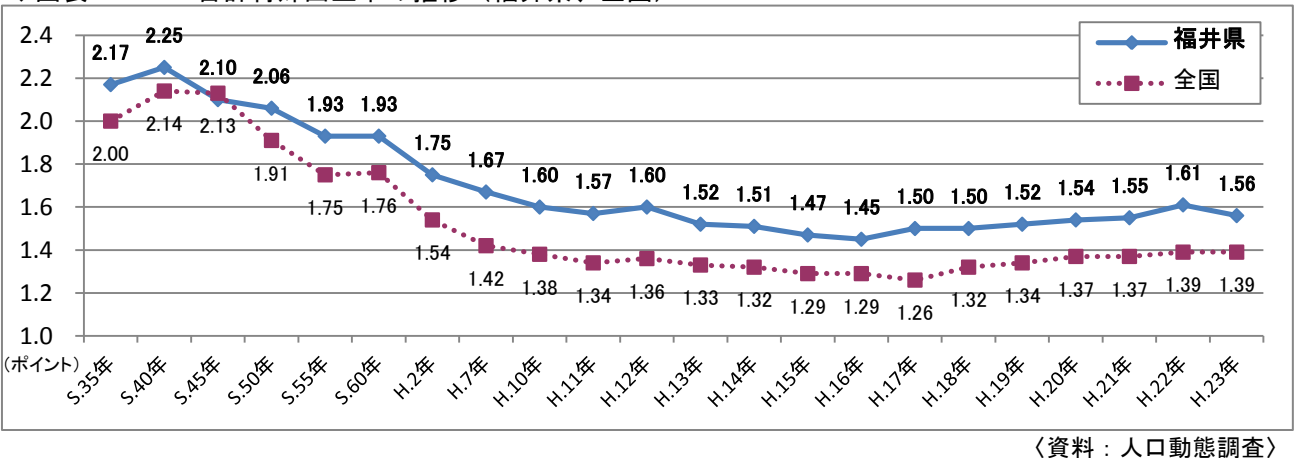
◆図表 I - 6 越前町の出生数及び出生率の推移



②合計特殊出生率の推移

福井県の合計特殊出生率(一人の女性が一生に産む子どもの数の平均値)は、昭和40年をピークに低下傾向にあり、人口を維持するために必要といわれている2.08を大幅に下回っている状況が続いています。

◆図表 I - 7 合計特殊出生率の推移(福井県、全国)

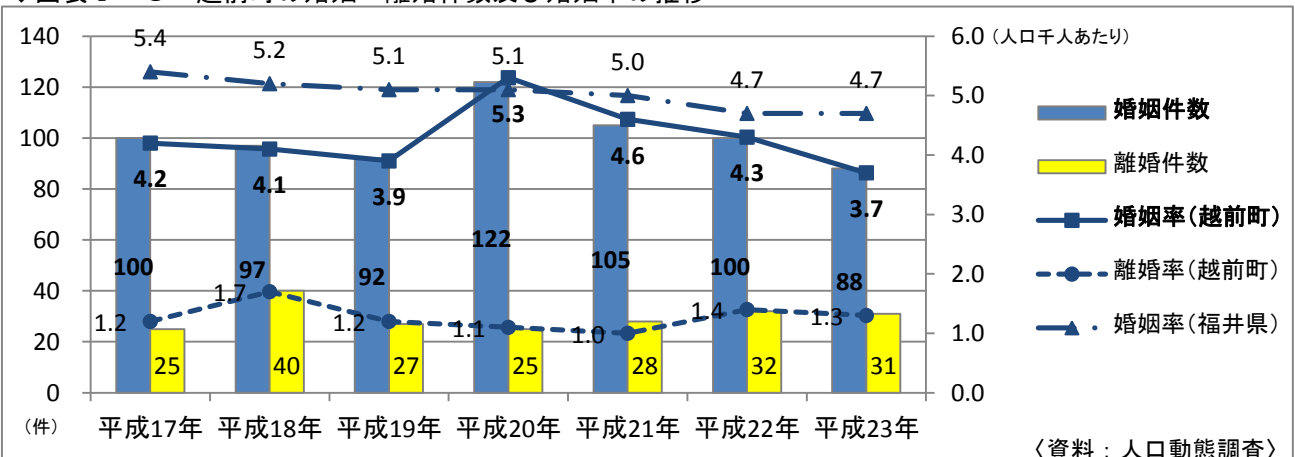


(5) 結婚・離婚

①婚姻・離婚件数及び婚姻率の推移

越前町の婚姻率(人口1,000人あたりの婚姻件数)は、福井県よりも低い状況が続いています。

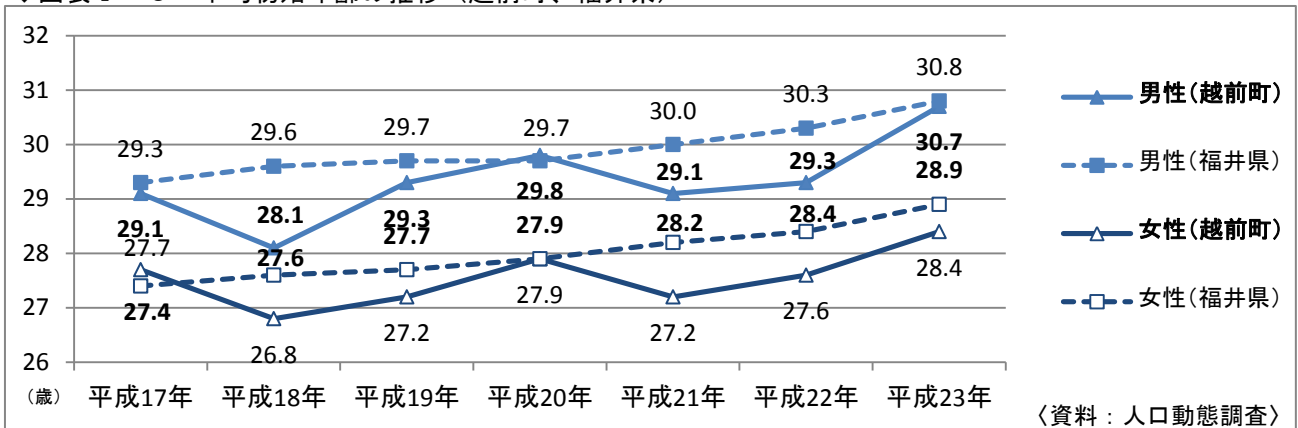
◆図表 I - 8 越前町の婚姻・離婚件数及び婚姻率の推移



②平均初婚年齢の推移

越前町の平均初婚年齢は、福井県よりも低い状況にあります。

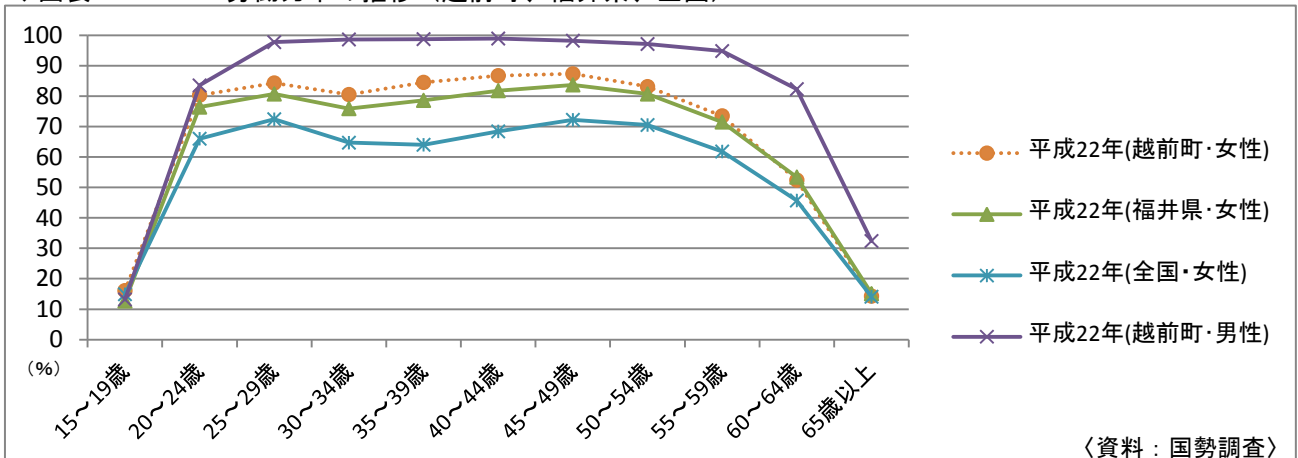
◆図表 I - 9 平均初婚年齢の推移（越前町、福井県）



(6) M字型を示す女性の労働力

越前町の労働力率については、男性が台形を描くのに対し、女性は、国・県と比較して浅いながらも25歳から39歳までで一時的に低下するM字型を描きます。越前町の女性の労働力率は、全国平均、福井県平均と比べて、高い割合で推移しています。

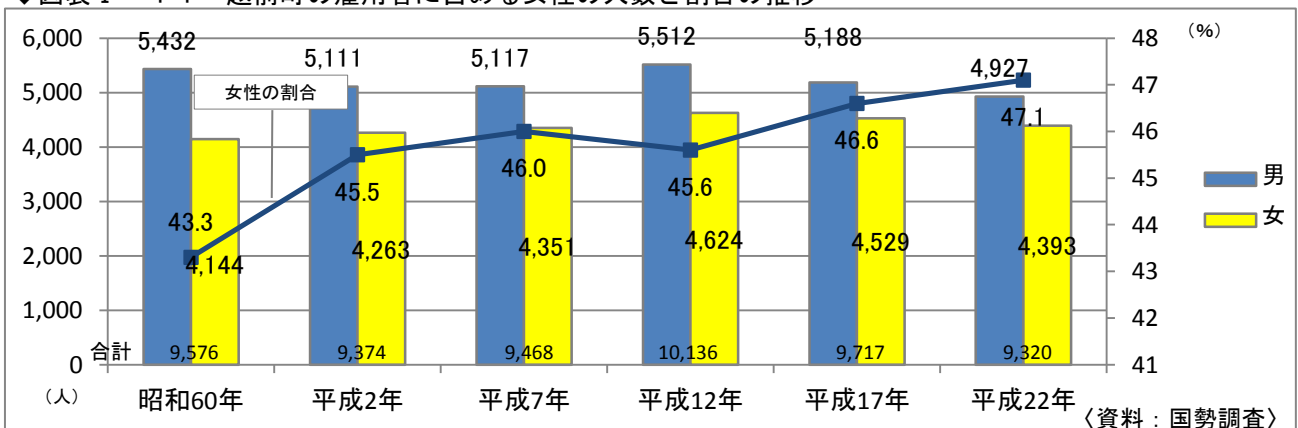
◆図表 I - 10 労働力率の推移（越前町、福井県、全国）



(7) 女性の雇用者数と割合

雇用者に占める女性の割合は、昭和60年では43.3%であったが、平成22年には47.1%に増加しています。

◆図表 I - 11 越前町の雇用者に占める女性の人数と割合の推移



## Ⅱ 政策・方針決定過程への女性の参画

### (1) 越前町議会への女性の参画

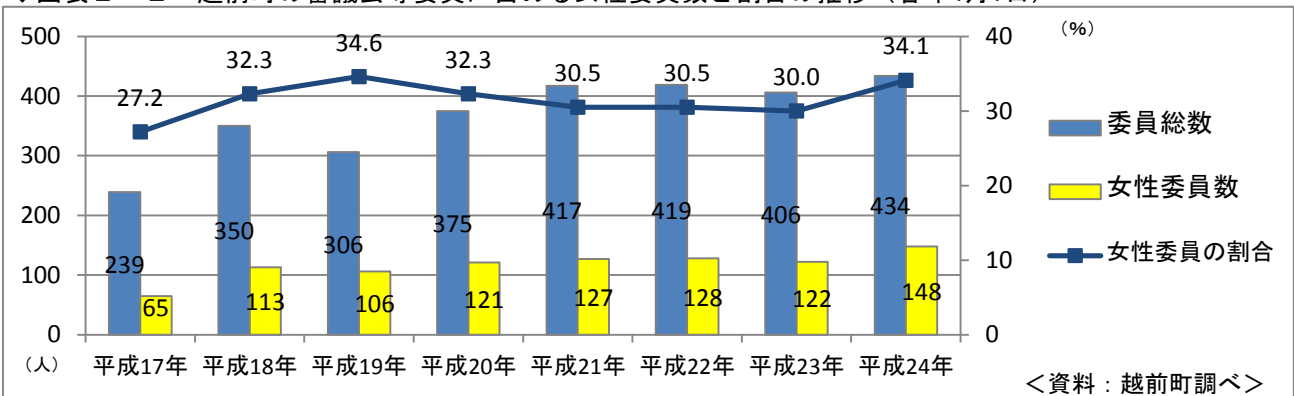
◆図表Ⅱ－1 越前町議会議員に占める女性議員数と割合の推移

	議員総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)
平成17年3月	26	0	0
平成21年3月	20	0	0
平成25年3月	14	0	0

### (2) 行政への女性の参画

審議会等に占める女性委員の割合は近年横ばい状況でしたが、平成24年は女性の割合が上昇しました。

◆図表Ⅱ－2 越前町の審議会等委員に占める女性委員数と割合の推移（各年4月1日）



◆図表Ⅱ－3 越前町の審議会等における女性委員のいない審議会等数の推移（各年4月1日）

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
審議会等総数	21	24	23	27	28	29	28	29
うち女性を含まない	4	6	6	4	4	3	3	3

〈資料：越前町調べ〉

◆図表Ⅱ－4 地方自治法第180条の5に基づく委員会における女性委員数の推移（各年4月1日）

	定員 (人)	女性委員数 (人)							
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
監査委員	2	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	4	1	1	1	1	1	1	1	1
固定資産評価審査委員会	4	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会(*)	26	1	1	1	1	1	1	1	1
教育委員会	5	2	2	2	1	1	1	1	1

(\*)平成19年までの定員は27人

〈資料：越前町調べ〉

### (3) 商工・観光分野における女性の参画状況

商工・観光分野における女性の参画は、まだ進んでいないのが現状です。

◆図表Ⅱ－5 越前町の商工・観光分野における女性の参画状況（平成24年4月1日現在）

	役員総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)	資料
越前町商工会	35	5	14.3	町商工会調べ
観光朝日観光協会	21	2	9.5	
宮崎観光協会	8	0	0	町商工観光課調べ
越前町観光協会	19	1	5.3	
織田観光協会	13	2	15.4	

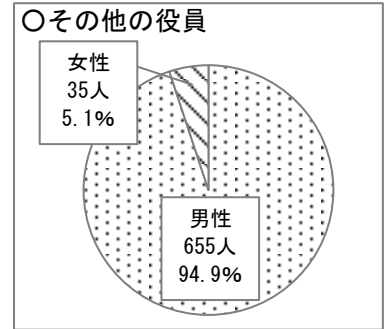
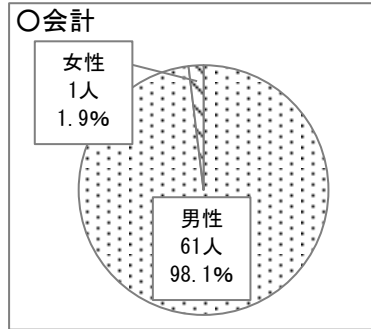
(4) 区役員への女性の参画状況 (平成24年度区役員状況調べより一部抜粋)

○調査の概要

- |        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 1. 対象  | 町内117区 (町内全124区のうち、一部の大区等を除く) |
| 2. 回答数 | 117区 (回答率 100%)               |
| 3. 調査日 | 平成24年12月1日現在                  |

◆図表Ⅱ-6 区長、副区長、会計、その他の役員(※)の状況について

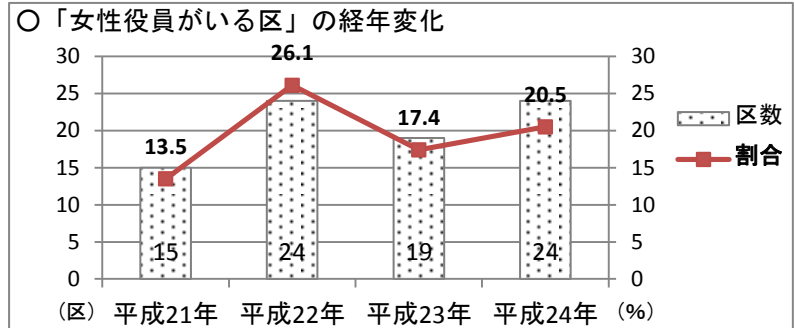
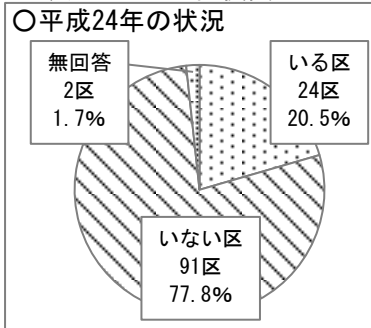
	区長	副区長
男性	117人	64人
女性	0人	0人
女性の割合	0%	0%



※ その他の役員  
 区長、副区長、会計以外の役員  
 例：農家(漁業・森林)組合長、  
 氏子(神社)総代、  
 区集会施設(センター)長 など

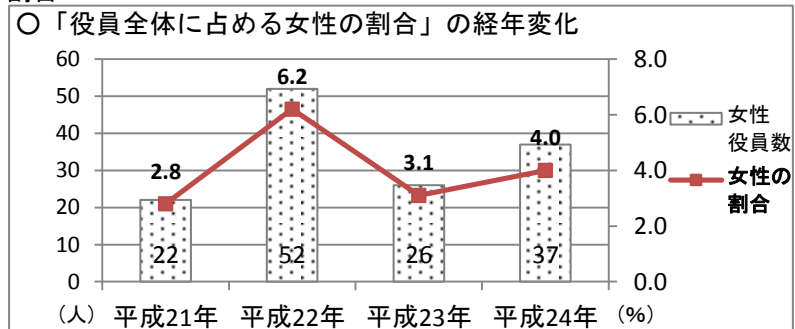
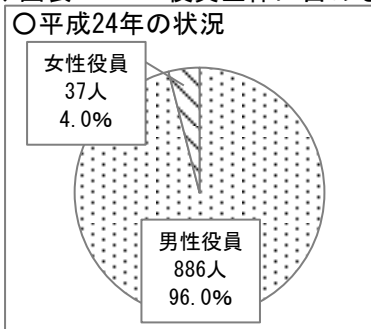
「区長」, 「副区長」について、ともに男性が100%となっています。  
 「会計」について、女性が1.9%(1人)、「その他の役員」について、女性が5.1%(35人)となっています。

◆図表Ⅱ-7 女性役員がいる区



女性役員が「いる区」は、20.5%となっており、2割の区で女性が役員に登用されています。  
 経年で比較すると、昨年の17.4%から3.1ポイント上昇しています。

◆図表Ⅱ-8 役員全体に占める女性の割合



役員全体に占める女性の割合は、全体で4.0%(923人中37人)となっています。  
 経年で比較すると、昨年度の3.1%に比べ、0.9ポイント上昇しています。

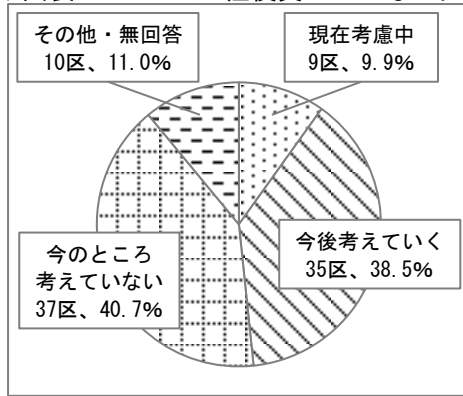
◆図表Ⅱ-9 「女性役員がいる区」での女性役員の数

女性役員委員がいる区	24区
女性役員が1人	16区
女性役員が2人	3区
女性役員が3人	5区

◆図表Ⅱ-10 女性役員の主な役職

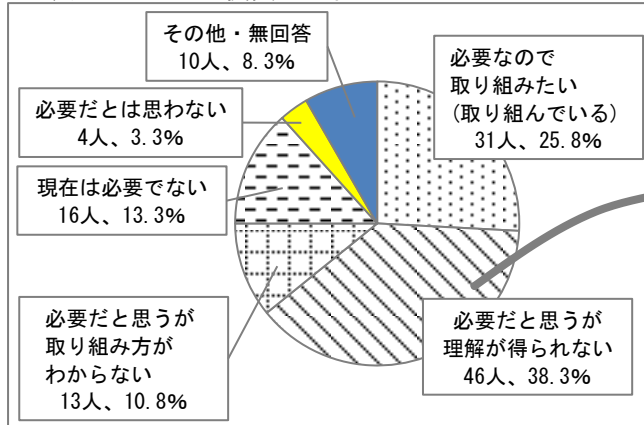
・班長	13区
・婦人会、女性部	3区
・会計	1区
・上記以外の職	6区

◆図表Ⅱ－１１ 女性役員の「いない区」で、今後の女性役員登用の可能性について

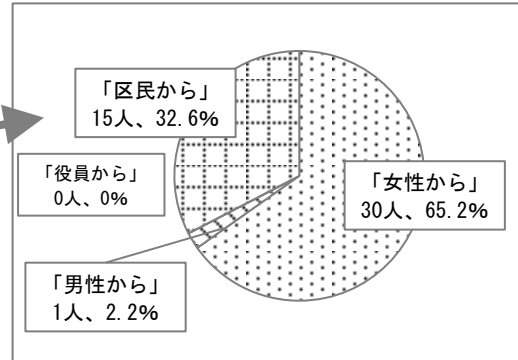


女性の区役員が「いない」と回答した区において今後女性が役員に就くことについて、「現在考慮中」は9.9%（9区）、「今後考えていく」は38.5%（35区）、「今のところ考えていない」は40.7%（37区）となっており、やや消極的な傾向があります。

◆図表Ⅱ－１２ 区役員に女性が入ることについての意見



○「必要だと思うが理解が得られない」のうち誰からの理解が得られないと思うか。



○現在は必要でない理由

- ・必要なのは女性を含めて協議しているため。
- ・時期尚早
- ・班長では、奥さんが出席し、充分職務代行できている。
- ・多くが高齢者のため。
- ・選挙で選出されるため、女性の参画も可能。
- ・女性自身が、男性の方が適任と思っている。
- ・女性の考え、意見はすでに反映されている。
- ・今のところ男性の人材がいる。
- ・家の代表者で組織しているので、家の代表者が女性であれば、女性が役員となる。
- ・常会に各戸の男性が出席しているため、女性は指名されない。

○必要だと思わない理由

- ・昔から男社会だったから。
- ・例年、妻帯者の男性に役員をお願いしているため。
- ・女性は、子どもの世話などに追われて余裕がない。
- ・女性の意見を聞きたいときはその都度、女性を交えて話し合っているので、役員に入る必要はない。

区役員に女性は「必要だと思うが理解が得られない」が、38.3%（46人）を占めています。そのうち、「女性から」の理解が得られないが、65.2%（30人）を占めています。女性が役員を引き受けたがらないという要因も大きいようです。

◆図表Ⅱ－１３ 自由意見

- ・女性の役員はあまり力にならない。（期待することに不安がある。）
- ・男と女の社会進出について全てが平等だとは思わない。能力があり積極的に区の役員に出たい人が見当たらない。そんな人がいれば歓迎する。
- ・男女共同参画の規定を作り、必ず女性役員を数名入れなさいとの指示でもないと女性役員は出てこない。お願いしても必ず断られる。
- ・区民の半分は女性。ぜひ女性に意見を言ってほしい。
- ・区民の高齢化が進んでいるため。今後は女性にも区の役員として活躍してもらおうことが望ましいと思います。
- ・女性の場合、家事との両立は不可能だと思います。
- ・区役員は必ずしも男性である必要はないが、現状では積極的に役員に就こうという女性もいない。
- ・女性登用を繰り返し議論すると同様に、婦人会の中でも議論を進めることも課題。
- ・区の会則に女性を登用する項目を設けることを検討中。
- ・区役員の名前は男性(世帯主)になっているが、実際は女性(妻)が参加するケースが多い。
- ・区役員の中に女性が1,2人入ると幅広い意見が出ていいと思う。特に生活に直結した案件は、女性の意見を活かしたい。
- ・将来的には、首長をはじめ町会議員及び区会議員等についても女性の定数枠の設定が必要では？
- ・行政で取り組みを強化していただきたい。
- ・(例)区長、副区長について男1名、女1名にするなど。
- ・区の世帯数が少なく考えにくい。
- ・男性の意見だけでなく、女性目線の意見も必要不可欠なものであり、無視する事はできないと思っています。
- ・農村地区では特に慣例・慣習等の他に権利・地権等の利害関係などがあり、女性にはわかりにくいのではないかと。実際に区役員に入っても人間関係などわずらわしい分野が多くあるので難しいのではないかと。
- ・女性が区役員に入ることは必要だと思うが、女性の自立が必要。女性の為に席を空けることは困難。女性が立候補した時は歓迎する。

### Ⅲ 小・中学生の意識と生活（平成24年度気づき事業学校編受講者アンケート結果から）

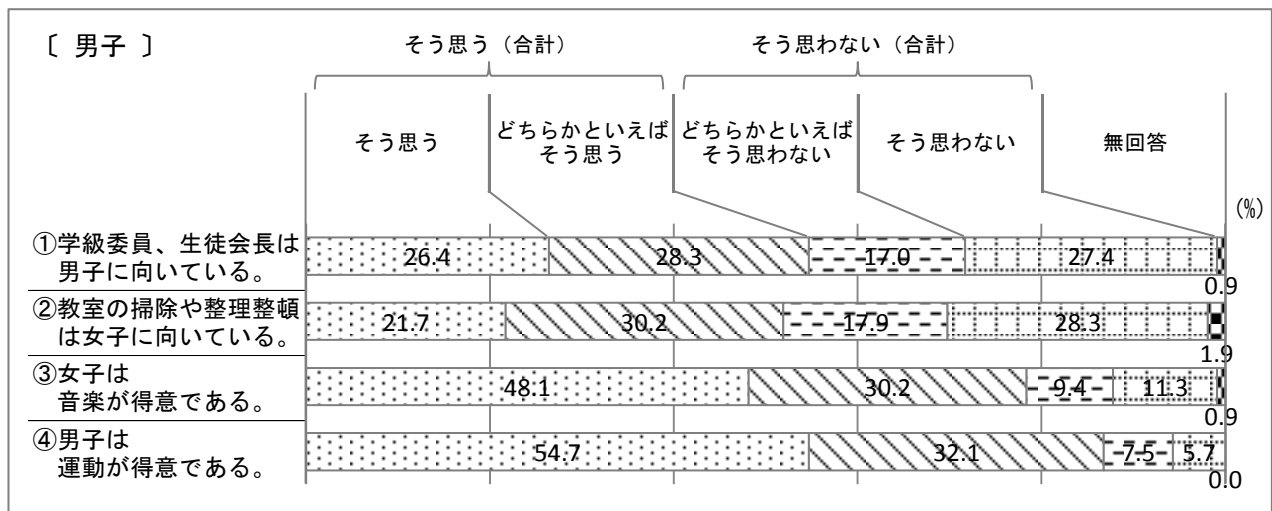
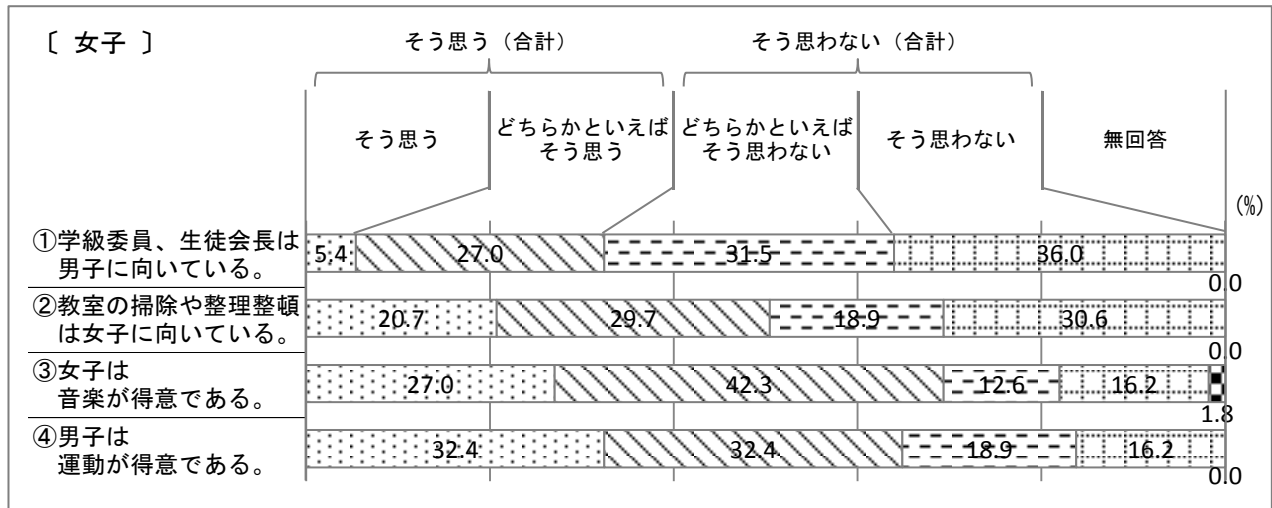
#### 【小学生】

##### ○調査の概要

- |        |   |
|--------|---|
| 1. 対象  | 平成24年度気づき事業（学校編）受講生<br>（朝日・常磐・糸生・宮崎・四ヶ浦・城崎・織田小学校 5年生、萩野小学校 5・6年生） |
| 2. 回答数 | 小学生 219人（女子 111人、男子 106人、性別無回答 2人）                                |

#### （1）男女の性差についての意識（小学生）

- ◆図表Ⅲ－1 性別による役割分担、性差について（小学生）  
問 次のことについて、あなたはどのように思いますか。



女子について、②～③の設問で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた《そう思う(合計)》が過半数となっています。また、男子については①～④の全ての設問で《そう思う(合計)》が過半数となっています。

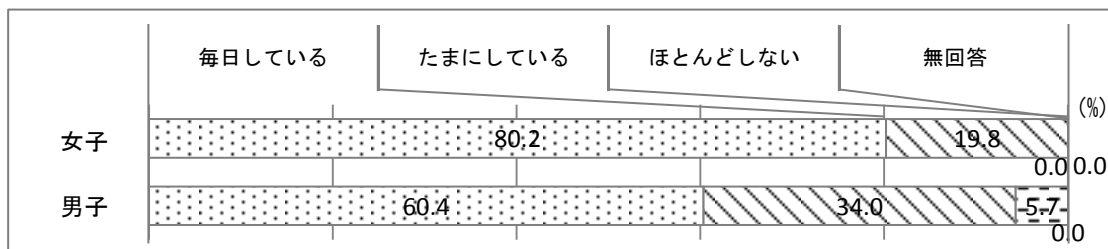
女子よりも男子の方が、性別による役割分担、性差の意識が強い傾向があります。



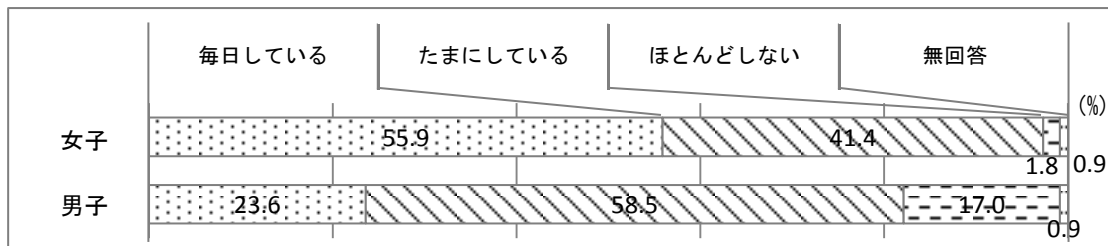
(2) 家庭でのコミュニケーションの状況 (小学生)

◆図表Ⅲ-2 家庭でのコミュニケーションについて (小学生)

問 あなたは普段、家族に声かけ (おはよう、ありがとう など) をしていますか。



問 あなたは普段、その日にあった出来事などを家族に話していますか。



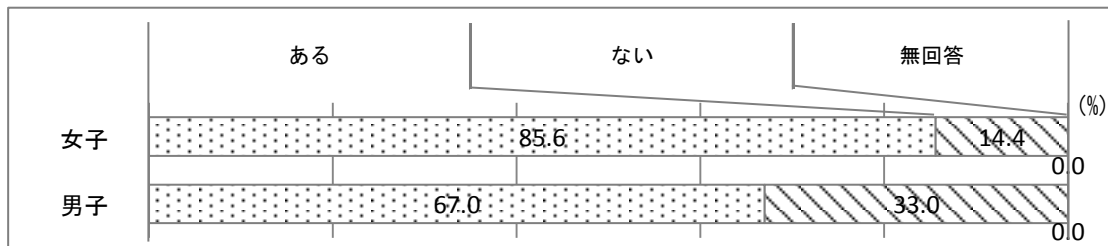
「毎日、家族に声かけをしている」と回答した児童は、女子80.2%、男子60.4%となっており、男女で差が出ています。

また、「毎日、その日にあった出来事を家族に話している」と回答した児童は、女子55.9%、男子23.6%となっており、こちらも男女で差が出ています。

(3) 将来の職業 (小学生)

◆図表Ⅲ-3 将来なりたい職業の有無 (小学生)

問 あなたは今、なりたいと思う職業はありますか。



◆図表Ⅲ-4 将来なりたい職業 (小学生) ※一部抜粋 ※カッコ内は人数

<p>【女子】 ・保育士(16) ・美容師(12) ・看護師(9) ・パティシエ(7) ・パン屋(5) ・医師(3) ・シェフ、料理人(3) ・バレー選手(3) ・ピアノ講師(3) ・アナウンサー(2) ・介護士(2) ・歌手(2) ・教師(2) ・デザイナー(2) ・トリマー(2) ・花屋(2) ・漫画家(2) ・モデル(2) ・絵本作家(1) ・画家(1) ・神主(1) ・警察官(1) ・航空管制官(1) ・飼育員(1) ・獣医(1) ・声優(1) ・農家(1) ・プロスキーヤー(1) ・弁護士(1) ・ボクサー(1) ・牧師(1) ・理容師(1) など</p>	<p>【男子】 ・野球選手(14) ・サッカー選手(8) ・シェフ、料理人(5) ・大工(5) ・バレー選手(5) ・漁師(4) ・ゲームクリエイター(3) ・医師(2) ・漫画家(2) ・宇宙飛行士(1) ・映画俳優(1) ・介護士(1) ・画家(1) ・科学者(1) ・教師(1) ・芸人(1) ・高校教師(1) ・考古学者(1) ・作曲家(1) ・飼育員(1) ・社会人(1) ・農家(1) ・バスの運転手(1) ・発明家(1) ・ハリウッドスター(1) ・バンドのドラマー(1) ・牧師(1) ・メジャーリーガー(1) など</p>
--	--

なりたい職業が「ある」と回答した児童は、女子85.6%、男子67.0%となっており、なりたい職業の有無について男女で差が出ています。

また、なりたい職業の具体的内容について、男女で傾向が異なっています。

【中学生】

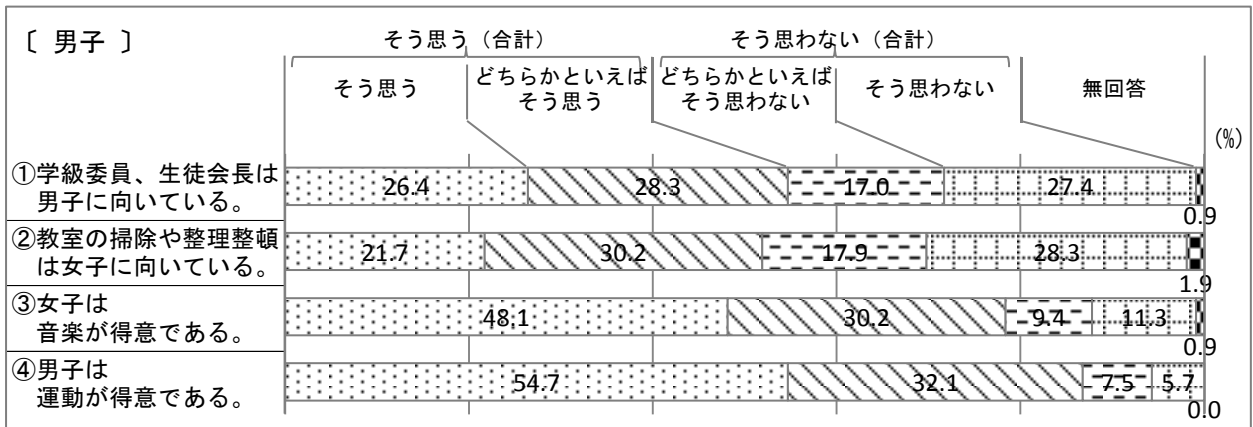
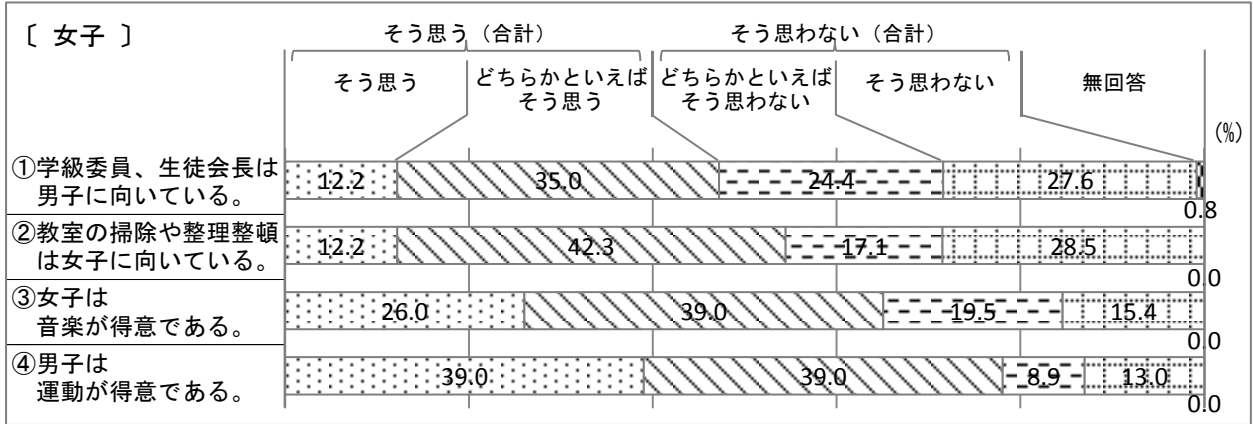
○調査の概要

1. 対象 平成24年度気づき事業（学校編）受講生  
（朝日中学校 2年生、宮崎・越前・織田中学校 1年生）
2. 回答数 中学生 213人（女子 123人、男子 90人）

(4) 男女の性差についての意識（中学生）

◆図表Ⅲ－5 性別による役割分担、性差について（中学生）

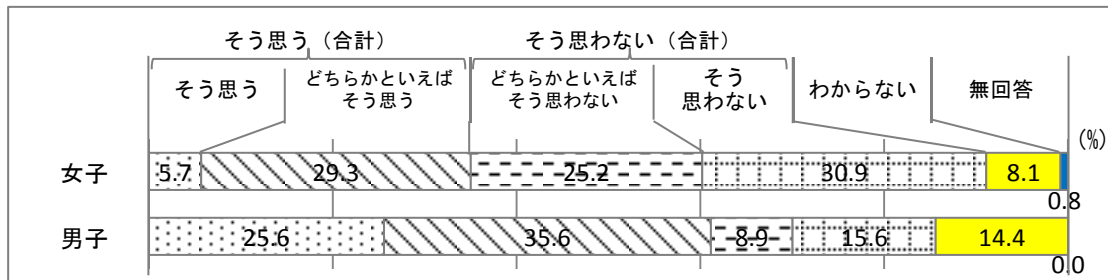
問 次のことについて、あなたはどのように思いますか。



女子について、②～③の設問で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた《そう思う(合計)》が過半数となっています。また、男子については①～④全ての設問で《そう思う(合計)》が過半数となっています。女子よりも男子の方が、また、小学生よりも中学生の方が性別による役割分担、性差の意識が強い傾向があります。

◆図表Ⅲ－6 性別役割分担について

問 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。

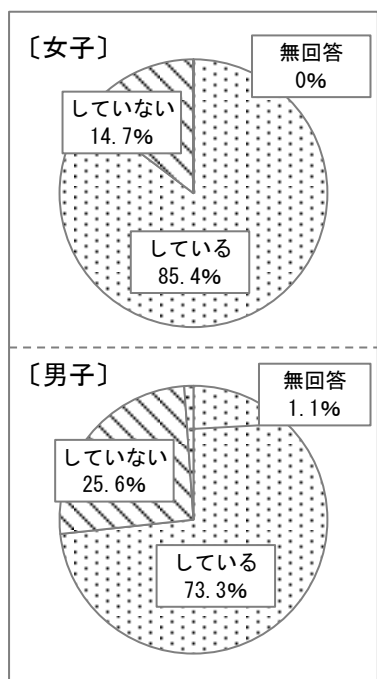


「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた《そう思う(合計)》は、女子35.0%であるのに対し、男子61.2%と男女で大きな差が出ています。また、それぞれの選択肢についても男女間での差が大きく出ており、性別役割分担について男女の考え方に差が出ています。

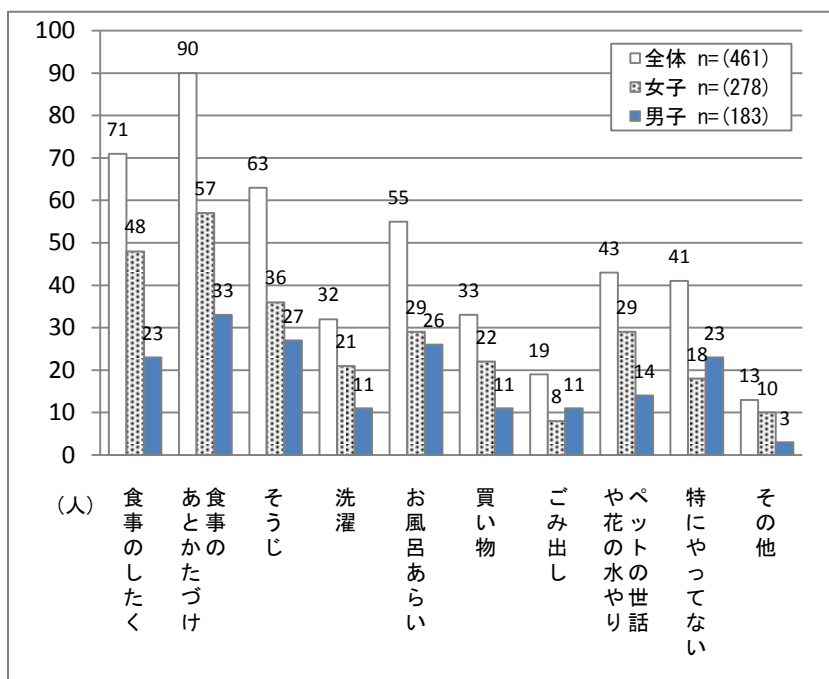
(5) 家庭生活における男女の意識の差

問 あなたは家庭でどのようなお手伝いをしていますか。

◆図表Ⅲ-7 お手伝いの有無



◆図表Ⅲ-8 お手伝いの内容について (複数回答)

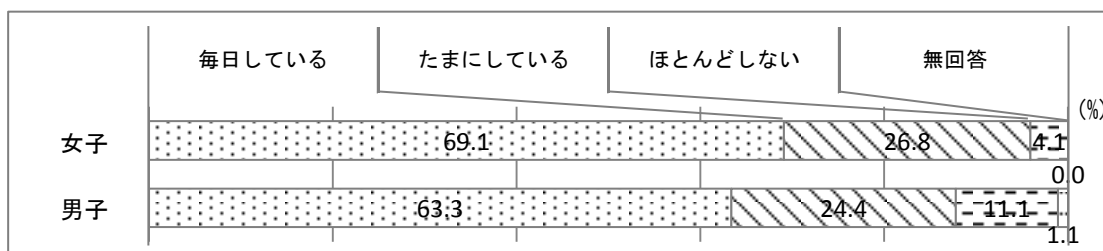


お手伝いの有無について、お手伝いを「している」生徒は、女子85.4%、男子73.3%となっています。お手伝いの内容について、「食事のあとかたづけ」、「食事のしたく」、「ペットの世話や花の水やり」では、女子の人数が男子の人数よりも多く、差も大きくなっています。また、「ごみ出し」については、男子の人数の方が多くなっています。

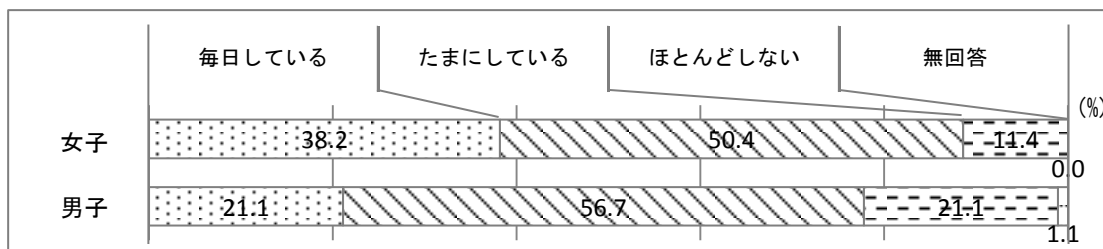
(6) 家庭でのコミュニケーションの状況 (中学生)

◆図表Ⅲ-9 家庭でのコミュニケーションについて (中学生)

問 あなたは普段、家族に声かけ (おはよう、ありがとう など) をしていますか。



問 あなたは普段、その日にあった出来事などを家族に話していますか。

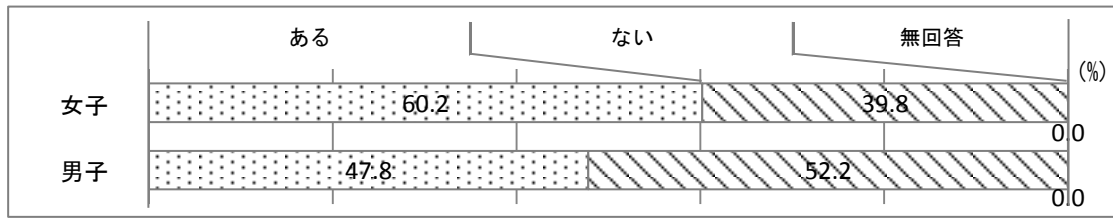


「毎日、家族に声かけをしている」と回答した生徒は、女子69.1%、男子63.3%となっています。また、「毎日、その日にあった出来事を家族に話している」と回答した生徒は、女子38.2%、男子21.1%となっており、男女で差が出ています。

(7) 将来の職業 (中学生)

◆図表Ⅲ-10 将来なりたい職業の有無 (中学生)

問 あなたは今、なりたいと思う職業はありますか。



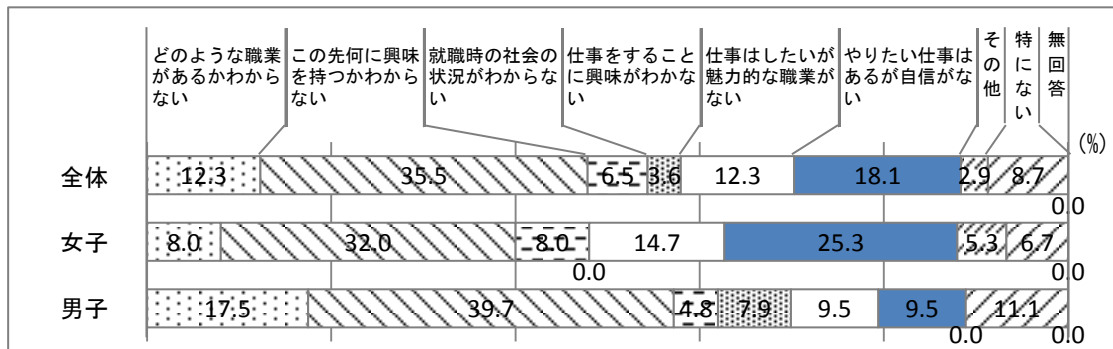
◆図表Ⅲ-11 将来なりたい職業 (中学生) ※一部抜粋 ※カッコ内は人数

<p><b>【女子】</b> ・保育士(17) ・看護師(4) ・介護士(3) ・ネイリスト(3) ・パティシエ(3) ・ファッションデザイナー(3) ・イラストレーター(2) ・教師(2) ・公務員(2) ・飼育員(2) ・トリマー(2) ・美容師(2) ・漫画家(2) ・医師(1) ・ウェディングプランナー(1) ・歌手(1) ・警察官(1) ・航空管制官(1) ・司書(1) ・獣医(1) ・新聞記者(1) ・声優(1) ・大工(1) ・タレント(1) ・天文学関係(1) ・ドッグトレーナー(1) ・バレー選手(1) など</p>	<p><b>【男子】</b> ・プロ野球選手(5) ・ゲーム制作(4) ・IT関係(2) ・医師(2) ・ものづくり(2) ・薬剤師(2) ・料理人(2) 宇宙関係(1) ・宇宙飛行士(1) ・音楽家(1) ・外資系金融エンジニア(1) ・教師(1) ・建設関係(1) ・建設関係(1) ・公務員(1) ・サッカー選手(1) ・商品企画(1) ・スポーツインストラクター(1) ・声優(1) ・パイロット(1) ・プログラマー(1) ・保育士(1) ・ラジオDJ(1) ・陸上(1) ・某企業社長(1) など</p>
--	--

なりたい職業が「ある」と回答した生徒は、女子60.2%、男子47.8%となっており、なりたい職業の有無について男女で差が出ています。また、小学生と比べると男女とも「ある」の割合が少なくなっています。なりたい職業の具体的内容について、男女で傾向が異なっています。

◆図表Ⅲ-12 なりたい職業がない理由

問 なりたい職業が「ない」理由は何ですか。

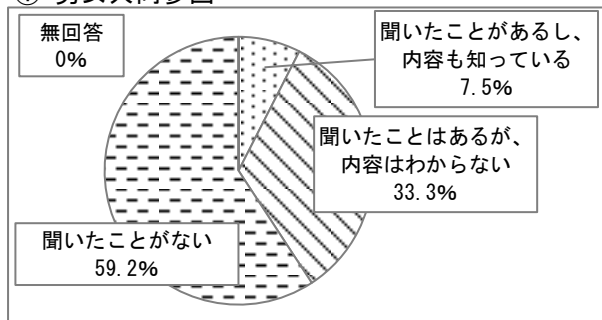


「これから先どのようなことに興味を持つかわからないから」は女子32.0%、男子39.7%と、男女ともに3割を超えています。また、「やりたい仕事はあるができるかどうか自信がないから」が女子25.3%、「どのような職業があるかわからないから」が男子17.5%となっており、男女で差が出ています。

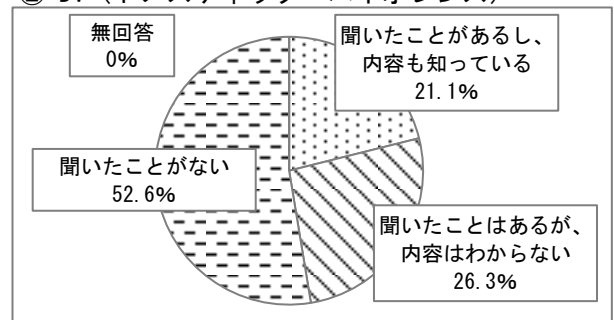
(8) 男女共同参画に関する言葉の認知度

◆図表Ⅲ-13 男女共同参画に関する言葉の認知度について

① 男女共同参画



② DV (ドメスティック・バイオレンス)



---

## 第2部 越前町の男女共同参画施策の 実施状況

---



# I. 平成 24 年度の主な取り組み

## 1. 男女共同参画のつどい事業

日 時：平成 24 年 7 月 7 日（土）午後 1 時 30 分～4 時 30 分  
 会 場：越前町生涯学習センター 朝日多目的ホール  
 主 催：えちぜん男女共同参画のつどい実行委員会  
 参加者：350 余人

### <プログラム>

#### ○オープニング

- ・寸劇：ま～るく参画一座 「その時 あなたは…？」
- ・男女共同参画都市宣言文唱和 先導：平成 24 年新成人 2 名

#### ○気づき事業発表 ー地域で、みんなで「気づいたこと」ー

##### 【発表者】

坂下 栄一さん（栃川区）                      増田加代美さん（小樟区）  
 中西 清さん（梅浦区）                      藤田 和範さん（平等壮年会）  
 富田みね子さん（北区婦人会）              漆崎まり子さん（葛野区）

#### ○講演

演題：「おやじの腕まくり」

講師：元 NHK エグゼクティブアナウンサー 村上信夫さん

「おはよう」など普段使うなにげない言葉の中に秘められた「力」について、わかりやすくお話しいただきました。また、絵本の朗読をしていただきました。

### <参加者アンケートより>

#### ○気づき事業発表について

- ・発表を聞いて、それぞれの取り組みの様子がよくわかりました。それぞれが家族や近所の人たちなど、お互いを認め合って自立した生活をしないといけないと思いました。（60 代女性）

#### ○講演について

- ・「おはよう」や「ありがとう」をしっかりと言うなど、講演の内容は、自分の生活に取り入れたいと思いました。（70 代以上男性）



【宣言文唱和の様子】



【気づき事業発表の様子】



【絵本を朗読する村上さん】

## 2. えちぜん男女共同参画まちづくり推進委員会

町議会代表者、区長会代表者、企業推薦者、各地区推薦者で構成される推進員は、町長から委嘱を受けて、男女共同参画のまちづくりに努めています。（任期 2 年、第 4 期 25 人）

地域で実施する気づき事業の企画や「えちぜん男女共同参画のつどい実行委員会」への参画、また各種研修への参加をとおして、町内への啓発と自身の理解を進めました。

### <開催状況>

会議	開催日等	内容
第 1 回	平成 24 年 5 月 22 日(火) 役場別館 ホール	・活動報告（つどい展示物）の作成 ・気づき事業実施計画について話し合い
第 2 回	平成 24 年 9 月 5 日(火) 役場別館 ホール	・気づき事業の実施について 1. 気づき事業実施経験者による事例発表 2. 実施に向けての話し合い
第 3 回	平成 25 年 3 月 18 日(月) (開催予定)	・平成 24 年度のまとめと感想



【事業実施に向けて話し合う】

### 3. 男女共同参画気づき事業

学校や地域に、男女共同参画の必要性に気づき、実践するきっかけづくりの場を提供しました。また、受講した児童・生徒の感想や事業内容をまとめた報告集を作成・配布して、啓発に活かしています。

#### <学校編 実施状況>

学校編は、全講座に外部講師を迎えることになり、テーマに『いろいろな仕事について考える』と『「正しさのものさし」について考える』を新たに取り入れました。

学校名	学年	日時	人数	講座名等	講師（敬称略）
朝日小学校	5年	7月3日(火) 5,6限目	72	いろいろな仕事について考える	織田暁子（※1）
常磐小学校	5年	6月26日(火) 5限目	8	「正しさのものさし」について考える	弁護士：市川亮平
糸生小学校	5年	6月5日(火) 4限目	18	「じぶん」を「みんな」で探そう！	富永良史（※2）
宮崎小学校	5年	7月10日(火) 6限目	38	いろいろな仕事について考える	織田暁子
四ヶ浦小学校	5年	12月12日(水) 5限目	16	いろいろな仕事について考える	織田暁子
城崎小学校	5年	12月18日(火) 2限目	20	「じぶん」を「みんな」で探そう！	富永良史
織田小学校	5年	11月20日(火) 2限目	33	「じぶん」を「みんな」で探そう！	富永良史
萩野小学校	5,6年	6月21日(火) 5限目	16	「正しさのものさし」について考える	弁護士：市川亮平
朝日中学校	2年	7月11日(水) 5限目	100	ようこそ先輩！ ～自分らしく仕事に チャレンジする先輩たち～	飼育員：伊藤朗 看護師：田中麻耶 保育士：福岡沙織 IT関連企業：岩崎聡 公務員：渡辺大作
宮崎中学校	1年	7月2日(月) 5限目	33	「正しさのものさし」について考える	弁護士：光照良真
		2月1日(金) 5限目	33	ようこそ先輩！ ～自分らしく仕事に チャレンジする先輩たち～	FBCアナウンサー： 伊藤裕樹
越前中学校	1年	10月26日(金) 6限目	44	「あなた」と「わたし」は なんで違うんだろう？	富永良史
		1月25日(金) 5限目	44	ようこそ先輩！ ～自分らしく仕事に チャレンジする先輩たち～	消防士：井上達紀
織田中学校	1年	6月21日(木) 5限目	46	「正しさのものさし」について考える	弁護士：上坂篤
		1月30日(水) 5,6限目	46	ようこそ先輩！ ～自分らしく仕事に チャレンジする先輩たち～	保育士：水嶋悠子 IT関連企業：岩崎聡 タレント：中村天雀

（※1） 織田暁子：日本学術振興会特別研究員

（※2） 富永良史(発創デザイン研究室)：ファシリテーター



【織田講師の授業の様子】



【富永講師の授業の様子】



【岩崎社長の授業の様子】



＜地域編 実施状況＞ 【新規事業：5件、継続事業7件】

地域編では、男性の料理教室や地域みんなで取り組む料理教室、区役員への女性登用や集落づくりについての話し合い、防災に関する取り組み、など実施団体の関心に基づいて男女共同参画の視点を取り入れ、工夫を凝らした内容となりました。

主催	種別	開催日	内容・講師（敬称略）等	人数
葛野区	新規	平成24年 4月22日(日)	・防災頭巾作り ・参画室出前講座 ・救急救命講座（鯖江・丹生消防組合朝日分遣所職員）	23
新庄 ふれあい会館	継続	平成24年 7月16日(月・祝)	・AED講習（鯖江・丹生消防組合朝日分遣所職員） ・防災出前講座（町防災安全課職員） ほか	65
西田中区	継続	6月～10月 9月9日(日)	・区役員等と婦人会とまちづくり推進員による会議等 ・西田中区防災訓練、炊出し訓練	120
小曾原区	新規	平成24年 10月3日(水)	・越前町発見〇×クイズ（小曾原秋祭りで、男女共同参画に関するクイズ大会を実施）	130
厨区	新規	平成24年 10月13日(土)	・厨区婦人会、壮年会、老人会合同健康料理教室 ほか 講師：町健康増進室職員	22
中区	新規	平成24年 10月28日(日)	・区民の絆づくり 手打ちうどん研修会 指導：向 涼子	23
白浜婦人会、 白浜壮年会	継続	平成24年 11月3日(土・祝)	・応急手当講習（日本赤十字福井県支部：木下新一） ・調理実習	22
栃川区	継続	9月～10月 11月4日(日)	・西田中区防災訓練見学、防災会打合せ会 ほか ・炊出し訓練	150
梅浦区	継続	平成24年 11月10日(土)	・梅浦区意見交換会 ～うめうらの「今」を話そう～ コーディネーター：富永良史（発想デザイン研究室）	29
岩開区	継続	平成24年 11月25日(日)	・男の料理と女のしゃべり場 女性：区役員との意見交換 男性：料理教室 調理指導（町食生活改善推進員）：細川比呂子、藤野静江	16
平等壮年会	継続	平成24年 12月16日(日)	・料理教室と家族を招待しての会食 調理指導：上坂ディナ	20
円満区	新規	平成24年 12月17日(月)	・越前町発見〇×クイズ（円満区行事の中で、男女共同参画等に関するクイズ大会を実施）	34



【防災ずきん作りの様子】



【推進員による事業の運営】



【地域みんなでうどんづくり】

#### 4. 越前町男女共同参画審議会

町男女共同参画推進条例第15条に基づいて町長が委嘱する審議機関です。（任期2年）

今年度は第2期となり、町商工会、区長会、学識経験者、関係団体等代表者並びに公募者による10名が新たに委嘱を受け、本町の男女共同参画施策等について審議しました。

＜開催状況＞

会議	開催日等	内容
第1回	平成24年6月29日(金) 役場別館 ホール	・委嘱状交付 ・正副会長選出 ・平成23年度年次報告書について ・平成23年度気づき事業報告集について ・平成24年度事業計画について
第2回	平成25年2月27日(水) 役場別館 第3研修室	・平成24年度年次報告書について ・平成24年度気づき事業報告集について



【委嘱状を受け取る委員】

## 5. 男女共同参画エンパワーメント事業

### (1) 研修機会の提供

対象：えちぜん男女共同参画まちづくり推進員会、町ネットワーク等

#### ①ヌエックリーダー研修（女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画研修）



【受講の様子】

内 容：高度で専門的な研修に参加し、地域の男女共同参画を積極的に推進するリーダーとしての必要な知識やマネジメント能力、ネットワーク力を身に着ける。

日 程：平成 24 年 6 月 13 日(水)～15 日(金)

会 場：国立女性教育会館（埼玉県嵐山町）

参加者：宇野範子さん（えちぜん男女共同参画まちづくり推進員）  
小柳千代さん（越前町男女共同参画ネットワーク）

#### ②日本女性会議 2012 仙台 「きめる、うごく、東北（ここ）から」



【会場での様子】

内 容：全国規模の会議に参加し、男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者相互の交流の促進や情報のネットワーク化を図る。

日 程：平成 24 年 10 月 26 日(金)～27 日(土)

会 場：仙台国際センター

参加者：漆崎まり子さん（えちぜん男女共同参画まちづくり推進員）  
中西 清さん（えちぜん男女共同参画まちづくり推進員）  
仲保チエコさん（越前町男女共同参画ネットワーク）

### (2) 越前町男女共同参画ネットワークへの助成

越前町の啓発推進母体として、加盟団体や個人会員が様々な活動を展開しています。



【受賞を町長に報告】

「ふくいきらめきフェスティバル 2012」では、設立以来の積極的な取り組みが認められ、平成 24 年度福井県男女共同参画社会づくり功労者知事表彰を受賞しました。

○平成 24 年度の主な活動

- ・ 広報誌発行：年 2 回
- ・ 町政学習会（平成 24 年 8 月 9 日）
- ・ ネットワーク交流会：敦賀市（平成 24 年 10 月 29 日） など

○平成 24 年度加盟数：17 団体、8 個人（のべ人数 6,723 人）

※平成 24 年度総会時点

## 6. 男女共同参画PR事業

### (1) 男女共同参画出前講座

男女共同参画室から、各種団体に出前講座を実施しました。

対 象	開催日	会場	参加数
葛野区気づき事業	平成 24 年 4 月 22 日(日)	葛野公民館	25
西田中区気づき事業	平成 24 年 8 月 20 日(月)	生涯学習センター	8
	平成 24 年 10 月 1 日(月)	西田中集会所	18
円満区気づき事業	平成 24 年 12 月 17 日(月)	円満ふれあい会館	25
北区壮年会総会	平成 25 年 1 月 26 日(土)	喜楽家	12
織田老人クラブ連合会	平成 25 年 2 月 14 日(木)	織田コミュニティセンター	19



【出前講座の様子】

### (2) 男女共同参画PR

6 月の県男女共同参画月間・えちぜん男女共同参画のつどいに合わせて、本庁と越前コミュニティセンターにのぼり旗と懸垂幕を、宮崎コミュニティセンターにはのぼり旗を設置しました。

## 7. 越前町役場内における男女共同参画の推進

### (1) 越前町男女共同参画推進会議

副町長を委員長、教育長を副委員長、理事級職員を委員として構成される本会では、町の男女共同参画社会の形成促進に関する施策の検討や庁内における男女共同参画促進に向け、協議を行いました。

会議	開催日	内容
第1回	平成24年7月2日(月)	・子育てにおける父親の休暇等の取得促進について
第2回	平成24年10月1日(月)	・子育てにおける父親の休暇等の取得促進について(報告) ・町審議会等における女性の登用状況について ・町職員男女共同参画研修の実施について

### (2) 越前町男女共同参画推進ワーキンググループ

スタッフは庁内各部門から推薦をされた職員17名で構成され、年数回の会議や研修、えちぜん男女共同参画のつどい実行委員会への参画をとおして、スタッフ自身の男女共同参画への理解を深めました。また、庁内における施策の推進について協議を重ねました。

会議	開催日	内容
第1回	平成24年 6月1日(金)	・リーダー、サブリーダー選出 ・グループワーク(配偶者出産特別休暇について)
第2回	平成24年 9月14日(金)	・町職員男女共同参画研修会について ・グループワーク(ワーク・ライフ・バランスについて)
第3回	平成25年 1月30日(水)	・町職員の子育てにおける父親の休暇等の取得状況報告 ・町男女共同参画の主な施策の内容と推進状況について ・グループワーク(次年度の取り組みについて)



【第2回会議グループワーク】

### (3) 越前町職員男女共同参画研修

町職員の男女共同参画への理解を深めるため、職員互助会と男女共同参画室とが共同で開催しました。研修の企画・運営はワーキンググループで取り組みました。

開催日・会場	内容	参加数
平成24年10月11日(木) 朝日多目的ホール	『男性・子どもにとっての男女共同参画』 講師：松崎和之氏(内閣府男女共同参画推進課 課長補佐) ワーク・ライフ・バランス チェックシートに記入	170

### (4) ふくい女性ネット(第5期)への参加(平成23年4月～平成25年3月までの2年間)

参加者：越前町役場監理課 谷口悦子 主事

「ふくい女性ネット」(平成20年1月発足)は、県内各企業等から派遣された女性が、リーダーとして必要な資質を学ぶとともに、他のメンバーや他団体との交流をとおして相互研鑽と情報発信を行う組織です。今年度からは、県と国立大学法人お茶の水女子大学との共同による、福井の女性のための独自プログラム「未来きらりプログラム」が始まり、研鑽に努めました。

本会に越前町役場が参加することで、ロールモデルの育成ならびに女性職員の意欲向上、活躍促進につなげることを目的としています。

## II. 主な施策の内容と推進状況

### 基本目標 I とともに築く家庭・地域

#### 重点目標 1 男女がともに担う家庭・地域づくり

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H23年度	H24年度	
1 家庭生活における 男女共同参画の促進	家事・育児・介護等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭における男女の参画を促進する。	料理教室	70	70	生涯学習センター
		家庭教育学級	175	175	
		生涯学習講座	250	250	
		えちぜん男女共同参画のつどい	710	720	男女共同参画室
気づき事業(地域・団体編)	186	440			
2 家庭における 男女平等と自立の 促進	幼少期から、男女で差別することのないような子育ての啓発に努め、家庭における男女平等と自立を促進する。	家庭教育学級・生涯学習講座(再掲 I①1)	*	*	生涯学習課 生涯学習センター
		保護者向け講座・講演	—	—	保育所
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	*	*	男女共同参画室
3 男女がともに 参画する地域づくり の促進	区長会等において意識啓発に努め、地域における様々な活動の中で積極的な導入を図る。  地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点の導入を働きかけ、男女がともに参画する地域づくりを促進する。	区長会等への啓発	—	—	総務課・ 住民サービス室
		えちぜん男女共同参画まちづくり推進委員会	304	395	男女共同参画室
		えちぜん男女共同参画のつどい(再掲 I①1)	*	*	
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	*	*	
「気づき事業報告集」作成・配布	186	176			
4 町民の自主的な活動 の支援・促進	職員に対する意識啓発を行い、それぞれの地域における住民の自主的な活動を推進する。  男女共同参画を推進する活動への支援を図り、男女が共に地域活動やボランティア活動などに参画する町民の自主的な活動を促進する。	職員研修	—	—	総務課
		指導・助言	—	—	生涯学習課
		地区公民館活動事業	382	400	生涯学習センター
		男女共同参画ネットワーク(助成)	682	682	男女共同参画室
気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	*	*			

2,945 3,308

#### 重点目標 2 家庭・地域での習慣の見直しと意識の改革

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H23年度	H24年度	
1 男女共同参画の 視点からの慣習 ・しきたりの見直し	区長会を通じて、各区において実施する事業や行事の中での慣習やしきたりについて見直しを進める。  男女共同参画に対する理解を深めるとともに、家庭や地域における慣習やしきたりの見直しを進める。	区長会等への啓発	—	—	総務課・ 住民サービス室
		ビデオ視聴による啓発	—	—	生涯学習センター
		生涯学習講座(再掲 I①1)	*	*	
		地区公民館活動事業(再掲 I①4)	*	*	
気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	*	*	男女共同参画室		
2 地域への啓発活動の 促進	各区長や委員に対し、地域における活動の促進を働きかける。  地域への啓発を促進し、男女共同参画に対する理解を広げる。	区長会等への啓発	—	—	総務課・ 住民サービス室
		条例リーフレット・プラン等配布	382	—	男女共同参画室
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	*	*	

382 0

重点目標3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H23年度	H24年度	
1 審議会等への女性の参画の促進	町の各種審議会等への女性登用を積極的に進め、平成27年度末までの早い時期に35%とする。	審議会などの委員選考時に、女性委員を積極的に登用する(人材発掘)	—	—	全庁
	審議会等への女性委員の登用状況を調査し、その結果を公表する。	年次報告	—	70	男女共同参画室
2 地域の政策・方針決定過程への女性の参画の促進	地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点の導入を働きかけ、女性の参画を促進する 地域の女性登用状況を調査し、その結果を公表する。	区長会等への啓発	—	—	総務課・住民サービス室
		広報連載	—	—	男女共同参画室
		広報に掲載(活動内容を含む)	3,475	3,600	総務課
3 女性のエンパワーメントの促進	女性が様々な分野に意欲的に参画することが出来るよう、生涯にわたる学習機会の確保・充実を図り、女性のエンパワーメントを促進する。	団体への指導・助言	—	—	生涯学習課
		IT講座	180	180	生涯学習センター
			90	90	
			240	184	
			120	120	
		生涯学習講座(再掲 I①1)	*	*	男女共同参画室
		日本女性会議参加事業	140	110	
		ヌエックリーダー研修	124	125	
		男女共同参画ネットワーク(助成)(再掲 I①4)	*	*	
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	*	*	
県及び他市町男女共同参画センター等との連携	—	—			

4,369 4,479

【凡例】

- 「\*」：再掲
- 「—」：予算なし
- 「/」：事業なし

**基本目標Ⅱ ともに活躍できる職場**

**重点目標1 働く場における男女平等の実現**

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H23年度	H24年度	
1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	実質的な男女の機会均等を確保する方策について検討するとともに、職員の意識改革を進め、町民に範を示す。 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の定着促進を図る。 企業に対し、待遇の男女格差解消のための積極的改善措置や、職務拡大および就業環境の整備について啓発する。	職員研修	—	—	総務課
		セミナー等の開催支援	—	—	商工観光課
		雇用相談などの充実	—	—	
2 女性管理職登用の拡大	意欲と能力のある女性の管理職登用について男女ともに意識改革を推進し、各種研修等への女性職員の参加を促進するとともに、積極的改善措置による登用の拡大を図り、範を示す。 女性の登用について、企業や民間団体の理解を求めるとともに、事業者等が行う自主的な積極的改善措置を支援する。	女性職員の研修参加促進	—	—	総務課
		女性職員の登用拡大	—	—	男女共同参画室
		ふくい女性ネット参加者の推薦	—	—	
		職場における研修会などの支援	—	—	商工観光課
3 働く女性の母性保護の推進	女性が、妊娠・出産・育児期にも不利益を受けずに働き続けられるよう、啓発を行う。 労働基準法、男女雇用機会均等法など母性保護に関する法律の周知に努めると共に、母性保護に対する認識と理解を深めるための啓発を行う。	母子手帳交付、パンフレット配布	87	99	健康増進室
		マタニティースクール	20	40	商工観光課
		セミナー等の開催支援(事業主、社員への説明)	—	—	
4 男女の職業能力開発および能力発揮の支援	男女ともへの、自己啓発・能力開発への援助や情報提供を図るとともに、研修の機会の充実・拡大を図る。	職員の研修参加促進	—	—	総務課
		経営能力や技術向上の支援	—	—	商工観光課

107

139

**重点目標2 農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現**

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H23年度	H24年度	
1 女性の主体性が生かせる就業条件や環境の整備	農林水産業に積極的に取り組む女性を積極的に支援する。 労働時間の適正化や労働環境の整備など、快適に働ける環境を整える。 女性就業者のエンパワーメント促進	家族経営協定の普及・促進	—	—	農林水産課 水産振興室
		女性認定農業者等の積極的な認定	—	—	
		青年漁業士の普及・認定	—	—	
		関係法令や相談機関などの情報提供	—	—	商工観光課
2 方針決定過程への女性の参画の促進	農林水産業・商工観光自営業等における固定的な性別役割分業意識の見直しを働きかけ、農林水産業・商工・観光業関連団体の役員など、方針決定過程への女性の参画を促進する。	技術・経営能力向上のための各種講習会への参加呼びかけ	—	—	商工観光課 農林水産課 水産振興室
		雇用や学習機会の情報提供	—	—	
		女性の起業支援	—	—	商工観光課 農林水産課 水産振興室
		委員会等への女性の登用促進	—	—	
		経営能力向上等の学習会開催支援	—	—	男女共同参画室
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	*	*	

0

0

**重点目標3 男女の仕事と家庭生活の両立支援**

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H23年度	H24年度	
1 多様な働き方を可能にするための職場環境の整備	適正な人員配置により男女とも働きやすい勤務環境の整備に努め、男女共同参画の推進の範を示す。	事務処理体制の見直し	—	—	総務課
		計画的な事務効率化(含外部委託)	—	—	
	パートタイム労働法の趣旨や内容の周知に努めるとともに、多様化している就業形態の情報提供に努める。	関係法令や相談機関などの情報提供	—	—	商工観光課
2 両立のための子育て・介護支援	「特定事業主行動計画」を策定し、範を示す。	特定事業主行動計画の策定・実施	—	—	総務課
	「越前町次世代育成支援行動計画」に基づき、多様なニーズに応じた保育サービス等の充実をはかり、働きながら安心して生み育てられる環境を整備する。	延長保育	24,265	24,265	子育て支援課 各保育所 各児童館
		一時預かり保育	51	580	
		学童保育	16,137	18,838	
		児童館の整備・拡充	32,801	21,966	
	働きながら安心して介護ができる体制の充実を図る。	介護保険居宅サービス事業	810,195	929,950	高齢福祉課
	地域における男女の協力体制を支援し、相談体制の整備や情報提供を行う。	子育て支援センターの充実	21,719	22,859	子育て支援課 子育て支援センター
		すみずみ子育てサポート	54	54	
		母親クラブ助成	3,591	3,591	健康増進室
		子育て相談窓口設置	—	—	
		マタニティスクール(再掲 Ⅱ①3)	*	*	
父子手帳配布	—	—			
事業所や就労者に対し、育児・介護休業法制度の周知徹底を図るとともに、労働時間の短縮や、年次有給休暇を含めた各種休暇を取りやすい環境の整備を呼びかける。	町の広報紙やHP等による情報提供	—	—	商工観光課	
「一般事業主行動計画」の策定と、子育て・介護への配慮を呼びかける。	町の広報紙やHP等による情報提供	—	—		

908,813 1,022,103

基本目標Ⅲ ともに安心して暮らせる社会

重点目標1 ともに思いやる健康づくり

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課	
			H23年度	H24年度		
1 生涯を通じた健康づくりの推進	健康診査体制の充実を図るとともに、予防対策に関する正しい情報を提供することで、町民の健康づくりを促進する。	健康づくり推進協議会	60	60	保健衛生課	
		妊婦健康診査	13,908	16,049	健康増進室	
		乳幼児健康診査	3,861	4,407		
		成人健康診査	23,818	24,205		
		各種健康教室	512	560		
		健康相談	865	1,028		
	食育を通じた健康づくりの推進		保健推進委員会	96	160	健康増進室
			成人病予防食教室	163	135	
			ふれあい食体験事業	735	815	農林水産課
			食生活改善推進委員会	1,569	1,583	
			越前型食育推進事業	—	—	
	生涯にわたり、スポーツ活動などを通じて健康の保持・増進を図れるような環境を整備し、町民の健康づくりを促進する。		栄養教諭による指導	—	—	学校教育課
			いきいき健康フェア	393	503	健康増進室
			高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	2,995	2,995	高齢福祉課
			障がい者のつどい	100	100	社会福祉支援室
			体育協会事業(助成)	6,100	6,100	文化スポーツ室
			えちぜんスポーツクラブ事業(助成)	1,645	1,645	
			各種スポーツ大会(春・夏・秋)の開催	—	—	生涯学習センター (体育協会支部活動事業助成)
			地区体育祭の開催	—	—	
スポーツレクリエーション事業	—	—	生涯学習センター			
地区公民館活動事業(再掲 I①4)	*	*				
2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透	妊娠・出産に関わる自由や健康について、女性自身が自己決定権を持つことの大切さを啓発する。	育児支援家庭訪問事業	28	35	健康増進室	
		特定不妊治療費助成	1,399	1,500		
		マタニティスクール(再掲 II①3)	*	*		
3 健康をおびやかす問題についての対策の推進	性感染症の予防と正しい理解を図る。	マタニティスクール(再掲 II①3)	*	*	保健衛生課 健康増進室	
		パンフレット配布 ポスター掲示	623	657	保健衛生課 健康増進室	
	自殺予防、薬物乱用防止および飲酒・喫煙の害等について啓発し、町民の理解を深める。	チラシ配布	—	—	学校教育課・ 中学校	
			—	—		

58,870 62,537



重点目標2 福祉環境の充実

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課		
			H23年度	H24年度			
1 安心して子育て・介護ができる環境づくり	安心して子育てができる環境を整える。	子ども医療費助成事業	44,097	46,922	子育て支援課		
		母子家庭等医療費助成事業	10,976	12,744			
		出産育児祝金等支給事業	1,900	2,400			
		子育て支援センターの充実(再掲 II③2)	*	*			
				児童手当支給事業		322,285	
				子ども手当支給事業	426,268	83,855	
				病児デイケア事業	7,454	7,944	子育て支援課
				育児支援事業	1,385	984	健康増進室
				相談窓口設置・情報提供	—	—	保健衛生課 保健センター
			安心して介護ができる環境を整える。	介護予防事業	8,714	7,382	高齢福祉課
		家族介護支援特別事業	502	995	地域包括支援センター		
		すこやか介護用品支給事業	7,870	8,581			
2 介護・支援体制の充実	高齢者が安心して暮らせる介護・支援体制の整備と充実を図る。	介護保険制度の円滑な運営	—	—	高齢福祉課		
		在宅福祉サービス	7,905	8,642	地域包括支援センター		
		在宅介護支援センター	3,581	3,720			
3 高齢者の社会参加の促進	高齢者の就業機会の充実を図り、社会参加を促進する。	シルバー人材センター	14,000	14,000	高齢福祉課		
		高齢者の社会活動を支援するとともに、生きがいづくりや学習機会等の提供を通して社会参加を促進する。	老人クラブ活動補助事業	3,682	3,709	高齢福祉課	
			地域ふれあいサロン	1,260	1,260		
			高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(再掲 III①1)	*	*		
				コミュニティバス運行委託事業	58,057	59,752	まちづくり課
				高齢者路線バス利用促進事業	10,276	10,600	
				体育協会事業(助成)(再掲 III①1)	*	*	文化スポーツ室
				高年大学	80	80	
				IT講座(再掲 I③3)	*	*	生涯学習センター
				地区公民館活動事業(再掲 I①4)	*	*	
		世代間交流	74	69	小学校		
4 障がいのある人たちへの配慮の重視	障害者自立支援法に基づき、介護サービスなどを必要とする人が有する能力や適性に応じて、自立した日常生活や社会生活が営めるような施策の充実を図る。	障害者自立支援給付事業	306,960	324,803	社会福祉支援室		
		障害者地域生活支援事業	25,636	25,150			
		重度身体障害者住宅改造助成事業	1,600	1,400			
		福祉タクシー利用助成	417	462			
				在宅障害者授産施設等通所費助成事業	1,584	1,548	
				在宅障害者授産施設等通所費助成事業	1,200	1,188	保健衛生課
			健全児と障がい児が一緒に学習し、お互いが理解しあう。	通常学級との交流学习	18,545	28,094	学校教育課 小・中学校
			施設・設備・道路などへのユニバーサルデザインの配慮		—	—	全庁(各施設・設備担当者)
	雇用促進の普及啓発	相談・情報提供	—	—	社会福祉支援室 商工観光課		

964,023 978,569

**重点目標3 あらゆる暴力の根絶**

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H23年度	H24年度	
1 家庭内暴力等の防止 に向けた教育・啓発	広報・啓発を推進するとともに関係機 関や民生委員・児童委員と連携し、被 害防止に努める。	民生委員・児童委員へ の研修参加促進	—	—	社会福祉支援室
		パンフレット・チラシ 配布	—	—	保健衛生課 健康増進室
		パンフレット・チラシ 配布	—	—	学校教育課
		パンフレット等配布、 研修会参加促進	—	—	男女共同参画室
2 被害者に対する相談 ・支援体制の推進	相談窓口を設置し、町民への周知を 図る。 被害者が相談しやすい環境の整備を 図る。 関係機関との連携を図る。	2次被害の防止	—	—	全庁
		要保護児童対策地域協 議会	23	23	子育て支援課
		電話相談窓口	—	—	保健衛生課 健康増進室
		町営住宅に係る被害者 等への配慮・相談関係 機関との連携	—	—	住宅政策室
		教育支援センター	4,948	5,112	学校教育課
		条例リーフレット・プ ラン等配布(再掲 1②2)	*	*	男女共同参画室
			4,971	5,135	

#### IV とともに育てる教育・文化

##### 重点目標 1 人権尊重の意識づくり

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H23年度	H24年度	
1 人権を守り尊重する意識の啓発	啓発活動を推進し、男女平等および人権尊重の意識を深く根づかせる。	人権擁護委員関係事業	—	—	社会福祉支援室
		通常学級との交流学习 (再掲 III②4)	*	*	学校教育課 小・中学校
		道徳教育及び人権教育	—	—	小・中学校
		家庭教育支援事業 (再掲 I①2)	*	*	生涯学習課
		読み聞かせによる啓発	22	36	図書館
		青少年育成事業	670	418	生涯学習センター
		ビデオ視聴による啓発 (再掲 I②1)	*	*	
	気づき事業(地域・団体編) (再掲 I①1)	*	*	男女共同参画室	
各機関等が発行する刊行物やホームページについて、人権を尊重し、性別にとらわれない表現に努める。	—	—	全庁		

692 454

##### 重点目標 2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H23年度	H24年度	
1 男女の平等と自立を図る学校教育の推進	幼少期から、男女で差別をすることのないような教育に努め、男女平等と自立の意識を確立させる。	男女混合名簿	—	—	保育所
		〇〇さん呼び	—	—	
		道徳教育及び人権教育 (再掲 IV①1)	—	—	小・中学校
		技術・家庭科男女共修	—	—	
		中学校職場体験 (キャリア教育)	—	—	
		校外学習	—	—	
		男女混合名簿の導入	—	—	
	〇〇さん呼びの奨励	—	—		
男女平等の視点に立ち、一人ひとりを大切にする意識の醸成を図る。	気づき事業(学校編) 「気づき事業報告集」 製作・配布(再掲 I①3)	93	240	男女共同参画室	
2 性に関する教育・啓発の推進	学校教育において、男女がお互いの身体の特徴を正しく理解し尊重し合い、自ら自己管理ができるよう、リプロダクティブヘルス/ライツの観点から性教育、健康教育を行う。	養護教諭等による指導	—	—	小・中学校
		保健体育授業における性教育	—	—	
		性教育講演会	—	—	
3 男女共同参画を進める生涯学習の推進	生涯学習事業を積極的に進めていく中で、男女共同参画の視点に立ち、それぞれの年代や性別・状況等に応じた学習機会を提供する。	センター広報紙の発行	120	144	生涯学習センター
			100	78	
			180	96	
			120	72	
		教養セミナー	90	90	
		教養講座	200	200	
		生涯学習講座 (再掲 I①1)	*	*	
	地区公民館活動事業 (再掲 I①4)	*	*		
男女の平等や、一人ひとりの可能性を育む図書等の充実を図るとともに、情報の提供に努める。	関連書籍購入 情報発信	—	—	図書館	
4 各種団体等に対する啓発活動の推進	性別に関わりなく、誰もが様々な分野に意欲的に参画することができるよう、各種団体活動等を通して地域に密着した推進を図る。	各種団体への助成	6,070	6,070	生涯学習課 生涯学習センター
		各種団体への指導・助言	—	—	文化スポーツ室
		気づき事業(地域・団体編) (再掲 I①1)	*	*	男女共同参画室
		男女共同参画ネットワーク助成(再掲 I①)	*	*	

6,973 6,990

### 重点目標3 国際理解と協力の推進

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H23年度	H24年度	
1 国際的な視野を持った住民の養成	国境を越えた相互交流により、信頼や友好、協力関係の推進を図り、幅広いものの見方を養う。	国際交流協会(助成)	4,240	8,540	国際交流室
		小学生海外派遣・招聘事業	国際交流協会		国際交流室 学校教育課 小・中学校
		中学生海外派遣・招聘事業	国際交流協会		
2 町内に在住する外国人との交流や支援	身近で自主的な国際協力活動を支援し、互いの信頼や協力関係を育てる。	英会話教室(小学生、中学生対象)	495	500	生涯学習センター 宮崎分館
		文化交流・生活支援事業の開催	国際交流協会		国際交流室
		地区公民館活動事業(再掲 I①4)	*	*	生涯学習センター 越前分館
			4,735	9,040	

### 計画の推進

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H23年度	H24年度	
1 町における推進体制の充実・強化	町および庁内の推進体制の充実・強化	男女共同参画推進条例	—	—	男女共同参画室
		えちぜん男女共同参画プラン	381	—	
		えちぜん男女共同参画まちづくり推進委員会(再掲 I①3)	*	*	
		男女共同参画ネットワーク(助成)(再掲 I①4)	*	*	
		男女共同参画推進会議ワーキンググループ	10	—	
		職員研修	—	20	
2 あらゆる施策への男女共同参画の視点の反映	「えちぜん男女共同参画プラン」に基づく施策の実施および評価	男女共同参画審議会	110	110	男女共同参画室
		男女共同参画推進会議ワーキンググループ	—	—	全庁
3 男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報提供	男女共同参画推進施策の実施状況等に関する報告書の作成・公表 広報紙やホームページ等による各種情報の提供	広報紙掲載、ホームページ掲載	—	—	全庁
		年次報告(再掲 I③1)	*	*	男女共同参画室
4 関係機関・企業・各種団体・町民との協力・連携の強化	男女共同参画社会の実現を目指し、関係機関や企業・団体・町民との協力体制を強化するとともに、男女共同参画の視点に立った活動を要請していく。		—	—	全庁
			501	130	

---

## 第3部 資料編

---



# 越前町男女共同参画推進条例

平成22年 3月25日公布  
条例第1号

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 男女共同参画を進めるための基本的施策（第9条—第14条）
- 第3章 越前町男女共同参画審議会（第15条—第17条）
- 第4章 雑則（第18条）
- 附則

## 前文

豊かな自然環境や古くから継承されてきた歴史・伝統文化が数多く存在している越前町は、その特性を活かし「人と技 海土里織りなす快適なまち」を実現するため、町民が一体となってまちづくりに取り組んでいる。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならないとし、男女共同参画社会基本法を制定した。そして、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、様々な施策の推進を図っている。

そこで越前町でも、次代を担う子どもたちが夢と希望を持って生き生きと暮らせるまちづくりを進める必要がある。

よってここに、町、町民及び事業者が一丸となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町及び町民の責務を明らかにし、事業者の連携のもと、町の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的言動により、相手の尊厳を傷つけ、生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (5) 町民 町内に居住する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (6) 事業者 町内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

### （基本理念）

**第3条** 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念により行う。

- (1) 男女が性別に関わりなく一人の人間として認め合うこと及び個人として能力を発揮する機会を得られること等、人権が等しく尊重されること。
- (2) 社会で活動を行う上で、性別による役割分担や慣習等にとらわれることなく、自由な選択を妨げられないよう配慮されること。
- (3) あらゆる場において、男女が対等な立場で参画できる機会を積極的に提供されること。
- (4) 家族が互いの協力及び社会の支援を受け、子育て及び家族の介護などを行い、かつ、職場及び地域における活動ができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、妊娠、出産その他性に関することについて、互いの意思を尊重して健康な生活ができるようにすること。
- (6) あらゆる学習の場において、人権の尊重と平等の意識が重んぜられること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みと協調して行うこと。

### (町の責務)

- 第4条** 町は、男女共同参画の推進を重要な施策として位置付け、前条に定める基本理念に従い、男女共同参画を推進する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、これを実施しなければならない。
- 2 町は、男女共同参画の推進に当たっては、町民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携し、相互に協力して取り組まなければならない。

### (町民の責務)

- 第5条** 町民は、基本理念を十分理解し、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。
- 2 町民は、町が実施する男女共同参画を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

### (事業者の連携)

- 第6条** 事業者は、基本理念を十分理解し、その事業活動において、町が実施する男女共同参画を推進するための施策と連携し、相互に協力して取り組まなければならない。

### (性別による権利侵害の禁止)

- 第7条** 何人も、性別による不当な差別的扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

### (情報に関する配慮)

- 第8条** 何人も、広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長し、人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

## 第2章 男女共同参画を進めるための基本的施策

### (基本計画)

- 第9条** 町長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を策定する。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項を定める。
- (1) 男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ長期的に講ずべき施策の基本的事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画

の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 町長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第15条に規定する越前町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、町民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 町長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。基本計画を変更したときも、また同様とする。

### (町民及び事業者への支援等)

- 第10条** 町は、男女共同参画を推進するために、町民及び事業者に対し支援又は措置を講ずる。

### (啓発活動)

- 第11条** 町は、情報提供、広報活動などを通じて、家庭、地域、職場、学校、その他社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進に関する町民及び事業者等の理解を深めるよう適切な啓発活動を積極的に行う。

### (相談及び苦情の処理)

- 第12条** 町民等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に関し、町長に相談及び苦情（以下「相談等」という。）を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による相談等のほか、町民等は、性別による差別又は男女共同参画を阻害する人権侵害について、その旨を町長に申し出ることができる。
- 3 町長は、前2項の規定により相談等の申出を受けたときは、当該相談等に適切かつ迅速に対応する。
- 4 町長は、相談等に対応するにあたり必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は、当該調査に協力しなければならない。
- 5 町長は、前項の調査結果により必要があると認めるときは、関係者に対し、適切な指導助言を行うとともに、国、県、他の関係機関と協力を図り、必要な措置を講ずる。また、必要があると認めるときは、越前町男女共同参画審議会の意見を聞くことができる。

### (推進体制の整備)

- 第13条** 町長は、男女共同参画を推進するための体制及び措置を講ずる。



(年次報告)

第14条 町長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況等について、報告書を作成し、公表するものとする。

### 第3章 越前町男女共同参画審議会

(設置)

第15条 町長は、基本計画その他男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するため、越前町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 審議会は、町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査及び審議し、町長に答申する。

(組織)

第17条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、町民、事業者の代表者、学識経験者及びその他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定され、公表されている男女共同参画の推進に関する町の計画であって、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第9条の規定により策定され、公表されたものとみなす。

---

## 越前町区長会連合会決議文

### 決 議 文

私たちは、越前町における男女共同参画社会の実現を一層進めるため、地区における「役員への女性登用」を推進します。

平成22年12月 7日

越前町区長会連合会  
会長 上坂 貞行

## 平成24年度越前町男女共同参画審議会委員名簿（第2期）

◎：会長 ○：副会長 （敬称略）

氏名	性別	団体名称等
◎ 赤澤 淳子 <small>あかざわじゅんこ</small>	女	仁愛大学 人間学部心理学科 教授
○ 福岡 啓二 <small>ふくおかけいじ</small>	男	越前町商工会 会長
吉田 滋 <small>よしだ しげる</small>	男	越前町区長会連合会 副会長
宇野 格士 <small>うのただし</small>	男	丹生地区越前町人権擁護委員会 会長
澤 善英 <small>さわ よしひで</small>	男	越前町社会教育委員の会議 議長
内藤 治美 <small>ないとうはるみ</small>	女	越前町立城崎小学校 校長
島田 豊治 <small>しまだとよじ</small>	男	えちぜん男女共同参画まちづくり推進員会 会長
内藤 尚子 <small>ないとうなおこ</small>	女	越前町男女共同参画ネットワーク 会長
田中 太平 <small>たなかたへい</small>	男	公募者
高橋 忠子 <small>たかはしただこ</small>	女	公募者

男性6名、女性4名：計10名

任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日まで

## 平成24年度えちぜん男女共同参画まちづくり推進員名簿（第4期）

◎：会長 ○：副会長 ◇：地区リーダー （敬称略）

所属	氏名	性別	所属	氏名	性別
町議会	○ 鈴木 文夫 <small>すずきふみお</small>	男	越前地区	中西 清 <small>なかにし きよし</small>	男
区長会	榎谷 榎一 <small>ますたにますかず</small>	男		松井 愛子 <small>まついあいこ</small>	女
企業	山内 景子 <small>やまうちけいこ</small>	女		増田 加代美 <small>ますたかよみ</small>	女
	月田 朋子 <small>つきだともこ</small>	女		室 良江 <small>むろ よしえ</small>	女
朝日地区	笠原 久恵 <small>かさはらひさえ</small>	女		◇ 菱谷 一博 <small>ひしやかずひろ</small>	男
	◇ 木下 善治 <small>きのしたよしはる</small>	男	織田地区	駒野 一子 <small>こまのかずこ</small>	女
	三村 三枝子 <small>みむらみえこ</small>	女		◇ 富田 みね子 <small>とみた みねこ</small>	女
	漆崎 まり子 <small>うるしざき まりこ</small>	女		藤田 和範 <small>ふじたかずのり</small>	男
渡辺 安彦 <small>わたなべやすひこ</small>	男	宇野 範子 <small>うののりこ</small>		女	
宮崎地区	間所 陽子 <small>まどころようこ</small>	女	公募	山岸 みつ子 <small>やまぎし みつこ</small>	女
	山内 美由紀 <small>やまうち みゆき</small>	女		◎ 島田 豊治 <small>しまだとよじ</small>	男
	◇ 佐々木 正信 <small>ささきまさのぶ</small>	男			
	藤井 恵一 <small>ふじいけいいち</small>	男			
	○ 河合 亮子 <small>かわいりようこ</small>	女			

男性10名、女性15名：計25名

任期：平成23年4月1日～平成25年3月31日

みどり  
海士里織りなすふるさと越前町

## 男女共同参画都市宣言

わたしたちは、お互いの人権を尊重し、認めあい、誰もが性別に関わりなく個性と能力を発揮できるまちをめざして、ここに男女共同参画都市を宣言します。

1. 家事・子育て・介護は家族みんなで分かち合い、協力しあう家庭づくりをめざします。
1. 昔からの役割や慣習にとらわれず、誰もが参画できる地域づくりを進めます。
1. お互いの個性を認めあい、誰もが意欲や能力を発揮できる職場づくりに努めます。
1. 幼い頃から、自立・平等の意識をはぐくみ、思いやりのある人づくりをめざします。
1. 世界の平和を願い、民族や文化の違いを理解し、共に生きるまちをめざします。

平成 19年12月 1日

越 前 町

平成 24 年度

### 越前町男女共同参画年次報告

平成 25 年 3 月発行

編集・発行 越前町男女共同参画室

〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

TEL 0778-34-8715(直通) / FAX 0778-34-1236

E-mail danjo@town.echizen.lg.jp

